

(議案第13号)

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度

厚木市一般会計補正予算（第12号）

議案第13号

令和4年度厚木市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度の厚木市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,278,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,666,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		42,176,036	3,250,000	45,426,036
	5 市民税	17,038,269	3,250,000	20,288,269
4 5 分担金及び負担金		341,272	8,313	349,585
	1 0 負担金	341,272	8,313	349,585
5 0 使用料及び手数料		1,376,343	29,600	1,346,743
	5 使用料	743,061	600	742,461
	1 0 手数料	633,282	29,000	604,282
5 5 国庫支出金		20,218,642	147,137	20,365,779
	5 国庫負担金	10,061,234	85,001	10,146,235
	1 0 国庫補助金	10,011,622	62,136	10,073,758
6 0 県支出金		5,930,557	125,767	6,056,324
	5 県負担金	4,040,807	79,911	4,120,718
	1 0 県補助金	1,504,515	45,856	1,550,371
6 5 財産収入		280,867	1,381	282,248
	5 財産運用収入	202,991	15,000	217,991
	1 0 財産売払収入	77,876	13,619	64,257
7 5 繰入金		4,576,887	490,132	4,086,755
	3 他会計繰入金	8,293	40,713	49,006
	5 基金繰入金	4,568,594	530,845	4,037,749
8 0 繰越金		3,950,950	1,613,885	5,564,835
	5 繰越金	3,950,950	1,613,885	5,564,835
8 5 諸収入		3,882,358	214,221	4,096,579
	2 5 雑入	1,944,165	214,221	2,158,386

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
90 市債		9,311,600	562,700	8,748,900
	5 市債	9,311,600	562,700	8,748,900
歳入合計		101,388,322	4,278,272	105,666,594

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 0 総務費		10,248,729	3,441,130	13,689,859
	5 総務管理費	6,820,385	1,571,503	8,391,888
	1 0 企画文化費	1,367,226	1,962,991	3,330,217
	1 5 徴税費	1,125,655	68,706	1,056,949
	2 0 戸籍住民基本台帳費	598,979	24,658	574,321
1 5 民生費		39,208,574	273,613	39,482,187
	5 社会福祉費	17,265,906	125,214	17,391,120
	1 0 児童福祉費	15,450,417	75,318	15,525,735
	1 5 生活保護費	6,491,993	73,081	6,565,074
2 0 衛生費		12,295,074	517,099	12,812,173
	5 保健衛生費	7,537,751	591,508	8,129,259
	1 0 清掃費	4,757,323	74,409	4,682,914
3 0 農林水産業費		825,399	70,072	895,471
	5 農業費	744,974	75,072	820,046
	1 0 林業費	80,425	5,000	75,425
3 5 商工費		3,878,396	124,264	3,754,132
	5 商工費	3,878,396	124,264	3,754,132
4 0 土木費		12,031,975	87,506	11,944,469
	5 土木管理費	1,067,443	0	1,067,443
	1 0 道路橋りょう費	3,217,978	20,500	3,197,478
	2 0 都市計画費	7,015,640	55,586	6,960,054
	2 5 住宅費	428,186	11,420	416,766
4 5 消防費		3,593,498	17,704	3,575,794

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 消防費	3,593,498	17,704	3,575,794
5 0 教育費		13,333,537	209,065	13,542,602
	5 教育総務費	3,520,921	371,683	3,892,604
	1 0 小学校費	3,199,823	45,007	3,154,816
	1 5 中学校費	4,257,508	36,145	4,221,363
	2 0 社会教育費	1,573,548	33,328	1,540,220
	2 5 保健体育費	781,737	48,138	733,599
6 0 公債費		5,200,717	3,233	5,197,484
	5 公債費	5,200,717	3,233	5,197,484
歳出	合計	101,388,322	4,278,272	105,666,594

第2表 継続費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	10 企画文化費	七沢自然ふれあいセンター維持補修事業	201,058	令和3年度	84,000	164,049	令和3年度	84,000
				令和4年度	117,058		令和4年度	80,049
40 土木費	20 都市計画費	森の里東土地区画整理関連排水路(その2)整備事業	120,000	令和3年度	60,000	116,699	令和3年度	60,000
				令和4年度	60,000		令和4年度	56,699
	厚木環状3号線(第4工区)街路整備事業	650,000	令和2年度	50,000	650,000	令和2年度	50,000	
			令和3年度	300,000		令和3年度	300,000	
			令和4年度	270,000		令和4年度	270,000	
			令和5年度	30,000		令和5年度	30,000	

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 企画文化費	地域集会施設建設費等補助金	15,000
20 衛生費	5 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	389,762
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	403,120
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等過年度返還金	552,946
30 農林水産業費	5 農業費	産地パワーアップ事業費補助金	77,107
		県営かんがい排水事業(相模川右岸幹線改修工事)負担金(その2)	6,210
35 商工費	5 商工費	アミューあつぎ改修事業(中長期保全)	40,623
40 土木費	10 道路橋りょう費	交差点等改良事業	21,000
		道路整備用地取得事業	326,666
	20 都市計画費	中町第2-2地区周辺整備事業	115,187
		山際北部土地区画整理推進事業	5,000
		公園緑地整備事業	20,000
		街路用地取得事業	282,417
	25 住宅費	市営住宅維持補修事業	1,045
45 消防費	5 消防費	指定避難所等強化事業	18,030
		浸水防止対策事業補助金	49,544
		被災者支援システム運用事業	1,945

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
文化会館指定管理料	令和5年度～令和9年度	326,200
ふれあいプラザ再整備事業経費(その3)	令和5年度～令和21年度	84,209千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額

2 変更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
文化会館改修事業経費(令和4年度分)	令和5年度～令和16年度	5,947,944	令和5年度～令和16年度	5,409,373千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
七沢自然ふれあいセンター施設改修事業	112,400	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
保健福祉センター施設改修事業	159,300			
斎場施設整備事業	74,800			
清掃運搬施設整備事業	15,000			
衛生プラント施設改修事業	9,000			
土地改良事業	102,500			
観光施設改修事業	900			
飯山白山森林公園整備事業	13,500			
道路新設改良事業	3,858,900			
排水路整備事業	37,500			
公園整備事業	249,700			
森の里東土地区画整理推進事業	172,500			
酒井土地区画整理推進事業	707,100			
市営住宅整備事業	91,600			
消防施設整備事業	278,900			
小学校整備事業	318,500			
中学校整備事業	344,200			
中学校給食施設整備事業	1,907,600			
公民館改修事業	93,800			
体育施設整備事業	101,600			
調 整	150,000			
計	9,311,600			

(単位：千円)

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
75,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
103,100			
63,200			
0			
0			
98,000			
0			
4,000			
3,867,300			
32,300			
242,700			
168,000			
700,400			
87,400			
260,400			
269,000			
334,500			
1,828,500			
51,800			
51,000			
0			
8,748,900			

令和4年度
厚木市一般会計補正予算
(第12号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
5 市税	42,176,036
10 地方譲与税	520,210
15 利子割交付金	18,000
18 配当割交付金	180,000
21 株式等譲渡所得割交付金	161,000
23 法人事業税交付金	922,600
24 地方消費税交付金	5,469,000
27 ゴルフ場利用税交付金	134,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	203,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	37,000
45 分担金及び負担金	341,272
50 使用料及び手数料	1,376,343
55 国庫支出金	20,218,642
60 県支出金	5,930,557
65 財産収入	280,867
70 寄附金	1,550,000
75 繰入金	4,576,887
80 繰越金	3,950,950
85 諸収入	3,882,358
90 市債	9,311,600
歳 入 合 計	101,388,322

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
3,250,000	45,426,036	43.0
	520,210	0.5
	18,000	0.0
	180,000	0.2
	161,000	0.1
	922,600	0.9
	5,469,000	5.2
	134,000	0.1
	118,000	0.1
	203,000	0.2
	30,000	0.0
	37,000	0.0
8,313	349,585	0.3
△29,600	1,346,743	1.3
147,137	20,365,779	19.3
125,767	6,056,324	5.7
1,381	282,248	0.3
	1,550,000	1.5
△490,132	4,086,755	3.9
1,613,885	5,564,835	5.2
214,221	4,096,579	3.9
△562,700	8,748,900	8.3
4,278,272	105,666,594	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	461,564		461,564
10 総務費	10,248,729	3,441,130	13,689,859
15 民生費	39,208,574	273,613	39,482,187
20 衛生費	12,295,074	517,099	12,812,173
25 労働費	210,859		210,859
30 農林水産業費	825,399	70,072	895,471
35 商工費	3,878,396	△124,264	3,754,132
40 土木費	12,031,975	△87,506	11,944,469
45 消防費	3,593,498	△17,704	3,575,794
50 教育費	13,333,537	209,065	13,542,602
60 公債費	5,200,717	△3,233	5,197,484
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	101,388,322	4,278,272	105,666,594

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
					0.4
△11,068		△37,400	△9,313	3,498,911	13.0
94,513	62,772	△56,200	△118,666	291,194	37.4
		△35,600	△34,500	587,199	12.1
					0.2
	73,762	△4,500		810	0.8
		△10,400	△180	△113,684	3.6
△5,928	△1,094	△19,200	△58,978	△2,306	11.3
		△18,500	△11,938	12,734	3.4
69,620	△9,673	△230,900		380,018	12.8
				△3,233	4.9
					0.1
147,137	125,767	△412,700	△233,575	4,651,643	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
5 市税	42,176,036	3,250,000	45,426,036
5 市民税	17,038,269	3,250,000	20,288,269
10 法人	2,662,375	3,250,000	5,912,375
45 分担金及び負担金	341,272	8,313	349,585
10 負担金	341,272	8,313	349,585
15 民生費負担金	328,272	8,313	336,585
50 使用料及び手数料	1,376,343	△29,600	1,346,743
5 使用料	743,061	△600	742,461
10 総務使用料	191,622	△3,700	187,922
40 土木使用料	345,080	3,100	348,180
10 手数料	633,282	△29,000	604,282
20 衛生手数料	519,266	△29,000	490,266
55 国庫支出金	20,218,642	147,137	20,365,779
5 国庫負担金	10,061,234	85,001	10,146,235
15 民生費国庫負担金	10,061,234	85,001	10,146,235

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5 現年課税分	3,250,000	1 法人市民税現年課税分増	【市民税課】 3,250,000
10 児童福祉費負担金	8,313	1 民間保育所保育料増	【保育課】 8,313
10 企画文化使用料	△3,700	1 七沢自然ふれあいセンター使用料減	【文化生涯学習課】 △1,900
		2 市民交流プラザ使用料減	【文化生涯学習課】 △1,800
25 住宅使用料	3,100	1 市営住宅使用料滞納繰越分増	【住宅課】 3,100
10 清掃手数料	△29,000	1 廃棄物処理手数料減	【環境事業課】 △29,000
5 社会福祉費負担金	83,285	1 障害者自立支援給付費負担金増	【障がい福祉課】 76,551
		2 障害児入所給付費等負担金増	【障がい福祉課】 18,074
		3 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金減	【福祉総務課】 △11,340
10 児童福祉費負担金	△17,666	1 児童扶養手当負担金減	【子育て給付課】 △7,301
		2 児童手当負担金減	【子育て給付課】 △10,365

5 市税 4 5 分担金及び負担金 5 0 使用料及び手数料 5 5 国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		(民生費国庫負担金)			
10	国庫補助金		10,011,622	62,136	10,073,758
10	総務費国庫補助金		546,037	△11,068	534,969
15	民生費国庫補助金		5,650,691	7,674	5,658,365
20	衛生費国庫補助金		2,247,893	4,318	2,252,211
40	土木費国庫補助金		319,914	117	320,031
50	教育費国庫補助金		21,386	11,911	33,297

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
70 保険基盤安定負担金	19,382	1 国民健康保険事業保険基盤安定負担金増 …… 【国保年金課】 12,741 2 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 【国保年金課】 6,641
5 総務管理費補助金	△11,068	1 マイナンバーカード交付事務費補助金減 …… 【市民課】 △9,000 2 戸籍法の改正に係る戸籍総合システム改修補助金減 …… 【市民課】 △2,068
10 児童福祉費補助金	7,674	1 子ども・子育て支援交付金減 …… 【こども育成課】 △4,334 2 子どものための教育・保育給付交付金増 …… 【こども育成課】 20,633 3 保育対策総合支援事業費補助金増 …… 【保育課】 3,588 4 子育てのための施設等利用給付交付金減 …… 【こども育成課】 △12,213
5 保健衛生費補助金	4,318	1 重点対策加速化事業交付金 …… 【環境政策課】 4,318
10 道路橋りょう費補助金	△11,165	1 社会資本整備総合交付金（道路事業）減 …… 【道路維持課 ほか】 △6,325 2 社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）減 …… 【道路管理課】 △1,657 3 道路メンテナンス事業補助金減 …… 【道路維持課】 △3,183
20 都市計画費補助金	12,500	1 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）増 …… 【公園緑地課】 12,500
25 住宅費補助金	△1,218	1 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）減 …… 【建築指導課】 △1,218
5 教育総務費補助金	△1,484	1 教育支援体制整備事業費補助金減 …… 【教育指導課】 △1,484
10 小学校費補助金	8,649	

5 5 国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		(教育費国庫補助金)			
		75 地域住宅計画事業交付金	54,747	△7,166	47,581
		80 学校施設環境改善交付金	445,099	56,350	501,449
60	県支出金		5,930,557	125,767	6,056,324
	5	県負担金	4,040,807	79,911	4,120,718
	15	民生費県負担金	4,023,034	79,911	4,102,945
	10	県補助金	1,504,515	45,856	1,550,371

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 学校保健特別対策事業費補助金 …………… 【学務課】 3,068
		2 小学校情報機器整備費補助金 …………… 【教育総務課】 5,581
15 中学校費補助金	4,746	1 学校保健特別対策事業費補助金 …………… 【学務課】 1,735
		2 中学校情報機器整備費補助金 …………… 【教育総務課】 3,011
5 地域住宅計画事業 交付金	△7,166	1 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業） 減 …………… 【住宅課】 △7,166
5 小学校費交付金	△4,614	1 小学校整備事業費交付金減 …………… 【教育施設課】 △4,614
10 中学校費交付金	60,964	1 中学校整備事業費交付金増 …………… 【学校給食課 ほか】 60,964
5 社会福祉費負担金	47,312	1 障害者自立支援給付費等負担金増 …………… 【障がい福祉課】 38,275
		2 障害児施設給付費等負担金増 …………… 【障がい福祉課】 9,037
10 児童福祉費負担金	△7,266	1 児童手当負担金減 …………… 【子育て給付課】 △2,317
		2 子どものための教育・保育給付費県費負担金減 …………… 【こども育成課】 △4,949
70 保険基盤安定負担 金	39,865	1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金減 …………… 【国保年金課】 △24,514
		2 国民健康保険事業保険基盤安定負担金増 …………… 【国保年金課】 61,059
		3 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 …………… 【国保年金課】 3,320

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	15	民生費県補助金	1,020,642	△17,139	1,003,503
	30	農林費県補助金	75,134	73,762	148,896
	40	土木費県補助金	16,100	△239	15,861
	45	消防費県補助金	41,128	△855	40,273
	50	教育費県補助金	13,875	△9,673	4,202
65	財産収入		280,867	1,381	282,248
	5	財産運用収入	202,991	15,000	217,991
		10 利子及び配当金	34,806	15,000	49,806
	10	財産売払収入	77,876	△13,619	64,257
		5 不動産売払収入	77,876	△13,619	64,257
75	繰入金		4,576,887	△490,132	4,086,755
	3	他会計繰入金	8,293	40,713	49,006
		5 公共用地取得事業特別会計繰入金	8,293	40,713	49,006
	5	基金繰入金	4,568,594	△530,845	4,037,749

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 児童福祉費補助金	△17,139	1 保育対策総合支援事業費補助金減 ……………	【保育課】 △3,283
		2 子ども・子育て支援交付金減 ……………	【こども育成課】 △4,334
		3 子どものための教育・保育給付費（施設型給付費等）補助金減 ……………	【こども育成課】 △3,415
		4 子育てのための施設等利用給付交付金減 ……	【こども育成課】 △6,107
5 農業費補助金	73,762	1 農業次世代人材投資資金減 ……………	【農業政策課】 △3,345
		2 産地パワーアップ推進事業補助金 ……………	【農業政策課】 77,107
15 土木費補助金	△1,980	1 国土調査費補助金減 ……………	【道路管理課】 △1,980
20 都市計画費補助金	1,741	1 都市計画基礎調査交付金増 ……………	【都市計画課】 1,741
5 消防費補助金	△855	1 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金減	【建築指導課】 △855
5 教育総務費補助金	△9,673	1 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業費補助金減 ……………	【教育指導課】 △9,673
5 利子及び配当金	15,000	1 財政調整基金利子増 ……………	【財政課】 15,000
5 土地売払収入	△13,619	1 市有地売払収入減 ……………	【まちづくり ほか】 △13,619
5 公共用地取得事業特別会計繰入金	40,713	1 公共用地取得事業特別会計繰入金増 ……………	【道路管理課】 40,713

6 0 県支出金 6 5 財産収入 7 5 繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	5 国際交流基金繰入金	11,712	△11,712	0
	15 財政調整基金繰入金	4,319,249	△304,076	4,015,173
	25 社会福祉基金繰入金	152,979	△152,979	0
	60 みどりの基金繰入金	62,078	△62,078	0
80	繰越金	3,950,950	1,613,885	5,564,835
	5 繰越金	3,950,950	1,613,885	5,564,835
	5 繰越金	3,950,950	1,613,885	5,564,835
85	諸収入	3,882,358	214,221	4,096,579
	25 雑入	1,944,165	214,221	2,158,386
	15 雑入	1,944,133	214,221	2,158,354

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 国際交流基金繰入金	△11,712	1 国際交流基金繰入金減	【企画政策課】 △11,712
5 財政調整基金繰入金	△304,076	1 財政調整基金繰入金減	【財政課】 △1,300,000
		2 財政調整基金繰入金（法人市民税還付分）	【財政課】 995,924
5 社会福祉基金繰入金	△152,979	1 社会福祉基金繰入金減	【福祉総務課】 △152,979
5 みどりの基金繰入金	△62,078	1 みどりの基金繰入金減	【公園緑地課】 △62,078
5 繰越金	1,613,885	1 前年度繰越金増	【財政課】 1,613,885
10 総務費雑入	△9,081	1 情報システム等利用負担金減	【情報政策課】 △9,081
15 民生費雑入	△51	1 後期高齢者健康診査事業補助金減	【国保年金課】 △5,000
		2 子どものための教育・保育給付交付金過年度精算金	【こども育成課】 1,677
		3 生活保護費国庫負担金過年度精算金	【生活福祉課】 3,272
20 衛生費雑入	235,291	1 資源物売却収入増	【環境事業課】 42,000
		2 厚木愛甲環境施設組合受入金増	【環境事業課】 1,500
		3 愛川町ごみ処理受入金減	【環境事業課】 △4,000
		4 事業系食品廃棄物資源化事業負担金減	【環境事業課】 △14,000

7 5 繰入金 8 0 繰越金 8 5 諸収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	(雑入)			
90 市債		9,311,600	△562,700	8,748,900
5 市債		9,311,600	△562,700	8,748,900
10 総務債		112,400	△37,400	75,000
15 民生債		170,000	△56,200	113,800
20 衛生債		98,800	△35,600	63,200
30 農林債		102,500	△4,500	98,000
35 商工債		193,000	△10,400	182,600
40 土木債		5,372,500	△19,200	5,353,300

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		5 新型コロナウイルスワクチン接種事業費等補助金(過年度分)	【健康づくり課】 209,791
45 消防費雑入	△11,938	1 高速自動車道救急業務実施費用受入金減	【警防課】 △1,438
		2 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金減	【危機管理課】 △10,500
10 企画文化債	△37,400	1 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業債減	【文化生涯学習課】 △37,400
5 社会福祉債	△56,200	1 保健福祉センター施設改修事業債減	【健康長寿推進課】 △56,200
5 保健衛生債	△11,600	1 斎場施設整備事業債減	【市民課】 △11,600
10 清掃債	△24,000	1 清掃運搬施設整備事業債減	【環境事業課】 △15,000
		2 衛生プラント施設改修事業債減	【生活環境課】 △9,000
5 農業債	△4,500	1 土地改良事業債減	【農業政策課】 △4,500
5 商工債	△10,400	1 観光施設改修事業債減	【観光振興課】 △900
		2 飯山白山森林公園整備事業債減	【観光振興課】 △9,500
10 道路橋りょう債	8,400	1 道路新設改良事業債増	【道路維持課 ほか】 8,400
20 都市計画債	△23,400	1 排水路整備事業債減	【下水道施設課】 △5,200
		2 公園整備事業債減	【公園緑地課】 △7,000
		3 森の里東土地区画整理推進事業債減	【まちづくり推進】 △4,500

8 5 諸収入 9 0 市債

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	(土木債)				
	45	消防債	316,300	△18,500	297,800
	50	教育債	2,796,100	△230,900	2,565,200
	96	調整債	150,000	△150,000	0
歳入合計			101,388,322	4,278,272	105,666,594

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		4 酒井土地区画整理推進事業債減	【まちづくり推進】 △6,700
25 住宅債	△4,200	1 市営住宅整備事業債減	【住宅課】 △4,200
5 消防債	△18,500	1 消防施設整備事業債減	【消防総務課】 △18,500
10 小学校債	△49,500	1 小学校整備事業債減	【教育施設課】 △49,500
15 中学校債	△88,800	1 中学校整備事業債減	【教育施設課】 △9,700
		2 中学校給食施設整備事業債減	【学校給食課】 △79,100
20 社会教育債	△42,000	1 公民館改修事業債減	【社会教育課】 △42,000
25 保健体育債	△50,600	1 体育施設整備事業債減	【スポーツ推進課】 △50,600
5 調整債	△150,000	1 調整債減	【財政課】 △150,000

90市債

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 総務費	10,248,729	3,441,130	13,689,859		
5 総務管理費	6,820,385	1,571,503	8,391,888		
5 一般管理費	5,356,063	1,589,713	6,945,776	そ の 他	15,000
				一般財源	1,574,713
20 情報化推進費	755,384	△18,210	737,174	そ の 他	△9,081
				一般財源	△9,129
10 企画文化費	1,367,226	1,962,991	3,330,217		
30 企画費	52,571	2,000,000	2,052,571	一般財源	2,000,000
55 文化費	125,404	0	125,404	そ の 他	△11,712
				一般財源	11,712
59 七沢自然ふれあいセンター費	238,550	△37,009	201,541	市 債	△37,400
				そ の 他	△1,900
				一般財源	2,291
62 市民交流プラザ費	43,461	0	43,461	そ の 他	△1,620
				一般財源	1,620
15 徴税費	1,125,655	△68,706	1,056,949		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△15,000	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 259,111
2 給料	△5,000	(1) 一般職増 259,111
3 職員手当等	255,611	2 会計年度任用職員事務経費減 …………… 【職員課】 △37,000
4 共済費	△12,000	
9 旅費	△1,500	3 財政調整基金積立金増 …………… 【財政課】 1,367,602
25 積立金	1,367,602	(1) 財政調整基金積立金増 76,149 (2) 財政調整基金積立金（法人市民税還付準備分） 1,291,453
11 需用費	△2,190	1 行政情報化推進事業費減 …………… 【情報政策課】 △7,480
12 役務費	△350	(1) 行政情報化推進事業費減 △7,480
13 委託料	△6,550	2 総合行政情報システム運営事業費減 …… 【情報政策課】 △3,780
14 使用料及び賃借料	△8,950	
19 負担金、補助及び交付金	△170	3 基幹系情報システム運営事業費減 …… 【情報政策課】 △6,950
25 積立金	2,000,000	1 庁舎整備基金積立金増 …………… 【企画政策課】 2,000,000
		財源更正
15 工事請負費	△37,009	1 七沢自然ふれあいセンター維持補修事業費 【文化生涯学習課】 減 …………… △37,009 (1) 七沢自然ふれあいセンター維持補修事業費（継続 費）減 △37,009
		財源更正

10 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 賦課徴収費	492,108	△68,706	423,402	一般財源	△68,706
20 戸籍住民基本台帳費	598,979	△24,658	574,321		
5 戸籍住民基本台帳費	557,547	△21,655	535,892	国庫支出金	△11,068
				一般財源	△10,587
10 住居表示費	41,432	△3,003	38,429	一般財源	△3,003
15 民生費	39,208,574	273,613	39,482,187		
5 社会福祉費	17,265,906	125,214	17,391,120		
5 社会福祉総務費	7,156,206	19,124	7,175,330	国庫支出金	8,042
				県支出金	64,379
				そ の 他	△22,830
				一般財源	△30,467
15 老人福祉費	187,050	0	187,050	そ の 他	△34,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	△68,706	1 市税徴収事務費減 …………… 【収納課】 △68,706
12 役務費	△9,000	1 戸籍住民基本台帳等事務費減 …………… 【市民課】 △12,655
13 委託料	△12,655	(1) 戸籍住民基本台帳等事務費減 …………… △12,655 2 社会保障・税番号制度事務費減 …………… 【市民課】 △9,000
11 需用費	△3	1 住居表示整備事業費減 …………… 【まちづくり指導】 △3,003
13 委託料	△3,000	(1) 飯山地区住居表示整備事業費減 …………… △3,003
13 委託料	△6,600	1 介護保険事業特別会計繰出金減 …………… 【介護福祉課】 △81,171
20 扶助費	△15,120	2 国民健康保険事業特別会計繰出金増 …………… 【国保年金課】 92,672
23 償還金、利子及び割引料	29,343	
28 繰出金	11,501	3 生活保護費等国庫負担金過年度精算金 …………… 【福祉総務課】 13,059 (1) 中国残留邦人等支援給付費国庫負担金等過年度精 算金 …………… 13,059 4 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金過 年度精算金 …………… 【福祉総務課】 831 5 生活困窮者自立支援金支給事業過年度精算 金 …………… 【福祉総務課】 15,453 6 避難行動要支援者システム整備事業費減 …………… 【福祉総務課】 △6,600 7 生活困窮者自立支援事業費減 …………… 【福祉総務課】 △15,120 (1) 住居確保給付金支給事業費減 …………… △15,120
		財源更正

10 総務費 15 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(老人福祉費)				一般財源	34,000
28 障害者福祉費	6,781,104	261,451	7,042,555	国庫支出金	93,266
				県支出金	43,512
				そ の 他	△65,149
				一般財源	189,822
45 高齢者生きがい対策費	220,322	△7,800	212,522	一般財源	△7,800
60 保健福祉センター費	387,976	△60,000	327,976	市 債	△56,200
				一般財源	△3,800
65 後期高齢者医療費	2,405,227	△87,561	2,317,666	県支出金	△24,514
				そ の 他	△5,000
				一般財源	△58,047
10 児童福祉費	15,450,417	75,318	15,525,735		
5 児童福祉総務費	4,115,427	△17,366	4,098,061	国庫支出金	△14,567
				県支出金	△15,075
				一般財源	12,276

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△7,056	1 障害者自立支援給付等事業費増 …………… 【障がい福祉課】 188,508
20 扶助費	188,508	(1) 障害者居宅生活支援事業費増 74,555 (2) 障害者施設入所支援事業費増 14,085 (3) 障害者日中活動支援事業費増 99,868
23 償還金、利子及び割引料	79,999	2 学校等訪問看護支援事業費減 …………… 【障がい福祉課】 △7,056 (1) 医療的ケア児学校訪問看護支援事業費減 △3,757 (2) 医療的ケア児保育所等訪問看護支援事業費減 △3,299
		3 障害者医療費国庫負担金過年度精算金 【障がい福祉課】 2,505
		4 障害児入所給付費等国庫負担金過年度精算金 …………… 【障がい福祉課】 28,407
		5 障害者自立支援給付費等国庫負担金過年度精算金 …………… 【障がい福祉課】 49,087
20 扶助費	△7,800	1 高齢者外出支援事業費減 …………… 【地域包括ケア推】 △7,800
15 工事請負費	△60,000	1 保健福祉センター維持補修事業費減 …… 【健康長寿推進課】 △60,000
19 負担金、補助及び交付金	△49,877	1 後期高齢者医療事業費減 …………… 【国保年金課】 △87,561
28 繰出金	△37,684	(1) 定率市町村負担金減 △49,877 (2) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金減 △37,684
13 委託料	△13,000	1 放課後児童対策事業費減 …………… 【こども育成課】 △16,300
19 負担金、補助及び交付金	△44,088	(1) 放課後児童クラブ運営事業費減 △13,000 (2) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金減 △3,300
23 償還金、利子及び割引料	39,722	2 子ども・子育て支援新制度事業費減 …… 【こども育成課】 △14,832

15 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(児童福祉総務費)					
10 児童措置費	8,391,002	26,360	8,417,362	国庫支出金	12,876
				県支出金	△5,072
				そ の 他	8,313
				一般財源	10,243
15 母子等福祉費	1,539,706	66,324	1,606,030	国庫支出金	△7,301

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(1) 子ども・子育て支援新制度給付金減 $\Delta 18,024$ (2) 認定こども園新制度補助金増 3,192
		3 私立幼稚園就園奨励事業費減 …………… 【こども育成課】 $\Delta 25,956$ (1) 幼児教育支援事業補助金増 1,800 (2) 幼稚園等施設等利用給付金減 $\Delta 27,756$
		4 子ども・子育て支援交付金過年度返還金 【こども育成課】 33,126 (1) 子ども・子育て支援交付金過年度返還金 (国庫) 25,388 (2) 子ども・子育て支援交付金過年度返還金 (県費) 7,738
		5 子どものための教育・保育給付過年度返還金 …………… 【こども育成課】 1,734 (1) 子どものための教育・保育給付交付金過年度返還金 840 (2) 子どものための教育・保育給付費県費負担金過年度返還金 894
		6 子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金 …………… 【こども育成課】 4,862 (1) 子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金 (国庫) 2,740 (2) 子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金 (県費) 2,122
13 委託料	18,096	1 保育内容充実事業費増 …………… 【保育課】 38,976
19 負担金、補助及び交付金	17,910	(1) 民間保育所運営費補助金増 30,955 (2) 地域型保育施設運営費補助金減 $\Delta 13,045$
20 扶助費	$\Delta 12,030$	(3) 入所児童保育委託費増 21,066
23 償還金、利子及び割引料	2,384	2 保育対策総合支援事業費補助金過年度返還金 …………… 【保育課】 2,325
		3 児童手当支給事業費減 …………… 【子育て給付課】 $\Delta 15,000$ (1) 児童手当支給経費減 $\Delta 15,000$
		4 児童手当制度改正実施円滑化事業補助金過年度返還金 …………… 【子育て給付課】 59
20 扶助費	$\Delta 20,000$	1 児童扶養手当給付事業費減 …………… 【子育て給付課】 $\Delta 20,000$

1 5 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(母子等福祉費)				一般財源	73,625
20 保育所費	1,024,361	0	1,024,361	国庫支出金	△1,000
				県支出金	△458
				一般財源	1,458
30 児童館費	272,770	0	272,770	国庫支出金	3,197
				一般財源	△3,197
15 生活保護費	6,491,993	73,081	6,565,074		
10 扶助費	6,108,000	73,081	6,181,081	一般財源	73,081
20 衛生費	12,295,074	517,099	12,812,173		
5 保健衛生費	7,537,751	591,508	8,129,259		
5 保健衛生総務費	1,353,977	0	1,353,977	そ の 他	△31,000
				一般財源	31,000
10 予防費	3,462,961	530,371	3,993,332	一般財源	530,371
20 斎場費	306,164	0	306,164	市 債	△11,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	86,324	2 児童虐待・DV対策事業費増 …………… 【家庭相談課】 1,041 (1) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金過年度返還金 1,041 3 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金補助金過年度返還金 …………… 【子育て給付課】 85,283
		財源更正
		財源更正
23 償還金、利子及び割引料	73,081	1 生活保護費国庫負担金過年度精算金 …… 【生活福祉課】 73,081
		財源更正
1 報酬	△7,000	1 母子保健衛生事業費減 …………… 【健康づくり課】 △27,000
3 職員手当等	△1,000	(1) 母子保健衛生事業費減 △23,000 (2) 母子支援事業費減 △4,000
9 旅費	△1,700	2 母子保健衛生費国庫補助金過年度返還金 【健康づくり課】 1,059
11 需用費	△500	3 感染症予防事業費等補助金過年度返還金 【健康づくり課】 3,366
13 委託料	△15,000	4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等過年度返還金 …………… 【健康づくり課】 552,946
20 扶助費	△1,800	
23 償還金、利子及び割引料	557,371	財源更正

1 5 民生費 2 0 衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(斎場費)				一般財源	11,600
35 病院費	2,184,847	61,137	2,245,984	一般財源	61,137
10 清掃費	4,757,323	△74,409	4,682,914		
5 清掃総務費	1,741,270	△36,500	1,704,770	そ の 他	△4,500
				一般財源	△32,000
10 廃棄物処理費	2,813,158	△37,909	2,775,249	市 債	△15,000
				そ の 他	1,000
				一般財源	△23,909
15 し尿処理費	202,895	0	202,895	市 債	△9,000
				一般財源	9,000
30 農林水産業費	825,399	70,072	895,471		
5 農業費	744,974	75,072	820,046		
10 農業総務費	219,050	△3,245	215,805	県支出金	△3,345
				一般財源	100
15 農業振興費	146,090	77,107	223,197	県支出金	77,107
35 土地改良事業費	260,014	1,210	261,224	市 債	△4,500
				一般財源	5,710

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	61,137	1 市立病院運営事業費増 …………… 【経営管理課】 61,137 (1) 病院事業会計負担金 (収益的収支) 増 57,800 (2) 病院事業会計負担金 (収益的収支退職手当分) 増 3,337
13 委託料	△38,000	1 厚木愛甲環境施設組合負担金増 …………… 【環境事業課】 1,500
19 負担金、補助及び交付金	1,500	2 事業系ごみ対策事業費減 …………… 【環境事業課】 △38,000 (1) 事業系ごみ資源化事業費減 △38,000
13 委託料	△37,909	1 ごみ焼却灰等処理委託事業費減 …………… 【環境事業課】 △5,900 2 ごみ収集管理事業費減 …………… 【環境事業課】 △32,009
		財源更正
19 負担金、補助及び交付金	△3,245	1 新規就農者支援事業費減 …………… 【農業政策課】 △3,245
19 負担金、補助及び交付金	77,107	1 産地パワーアップ事業費補助金 …………… 【農業政策課】 77,107
13 委託料	△5,000	1 農業基盤整備事業費減 …………… 【農業政策課】 △5,000
19 負担金、補助及び交付金	6,210	(1) 農業水利施設改修事業費減 △5,000 2 県営かんがい排水事業 (相模川右岸幹線改修工事) 負担金増 …………… 【農業政策課】 6,210 (1) 県営かんがい排水事業 (相模川右岸幹線改修工事) 負担金 (その2) 6,210

20 衛生費 30 農林水産業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 林業費	80,425	△5,000	75,425		
5 林業振興費	80,425	△5,000	75,425	一般財源	△5,000
35 商工費	3,878,396	△124,264	3,754,132		
5 商工費	3,878,396	△124,264	3,754,132		
10 商工振興費	3,398,074	△113,789	3,284,285	そ の 他	△180
				一般財源	△113,609
15 観光費	245,356	△10,475	234,881	市 債	△10,400
				一般財源	△75
40 土木費	12,031,975	△87,506	11,944,469		
5 土木管理費	1,067,443	0	1,067,443		
5 土木総務費	1,050,015	0	1,050,015	国庫支出金	1,121
				市 債	△18,900
				一般財源	17,779

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△5,000	1 森林再生事業費減 …………… 【農業政策課】 △5,000 (1) 間伐材利用促進事業費減 …………… △5,000
19 負担金、補助及び交付金	△113,789	1 中小企業イノベーション支援事業費減 …… 【産業振興課】 △10,000 (1) 中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金 減 …………… △10,000 2 中小企業事業資金融資事業費減 …………… 【産業振興課】 △5,000 (1) 中小企業融資事業補助金減 …………… △5,000 3 中小企業活性化推進事業費減 …………… 【産業振興課】 △54,389 (1) 中小企業チャレンジ補助金減 …………… △4,000 (2) 原油価格・物価高騰対策交付金減 …………… △50,389 4 市街地商業活性化事業費減 …………… 【商業にぎわい課】 △4,000 (1) 中心市街地商店街空店舗対策事業補助金 減 …………… △4,000 5 企業立地元気アップサポート事業費減 …… 【産業振興課】 △40,400 (1) 企業立地元気アップサポート事業奨励金 減 …………… △40,400
13 委託料	△10,475	1 飯山白山森林公園桜の広場周辺整備事業費 減 …………… 【観光振興課】 △10,475
		財源更正

3 0 農林水産業費 3 5 商工費 4 0 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 国土調査費	17,428	0	17,428	県支出金	△1,980
				一般財源	1,980
10 道路橋りょう費	3,217,978	△20,500	3,197,478		
5 道路橋りょう総務費	537,925	0	537,925	国庫支出金	△1,657
				一般財源	1,657
10 道路新設改良費	1,095,324	△15,000	1,080,324	市 債	△34,200
				一般財源	19,200
15 道路維持費	1,037,043	0	1,037,043	国庫支出金	△17,107
				市 債	87,700
				一般財源	△70,593
20 橋りょう新設改良費	15,000	△5,500	9,500	市 債	△5,000
				一般財源	△500
25 橋りょう維持費	56,960	0	56,960	国庫支出金	△2,078
				市 債	△600
				一般財源	2,678
30 交通安全施設整備費	475,726	0	475,726	国庫支出金	△3,323
				一般財源	3,323
20 都市計画費	7,015,640	△55,586	6,960,054		
5 都市計画総務費	2,150,341	△33,917	2,116,424	県支出金	1,741
				一般財源	△35,658

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
15 工事請負費	△15,000	1 幹線市道新設改良事業費減 …………… 【道路整備課】 △15,000 (1) 金田妻田線道路改良事業費減 △15,000
		財源更正
13 委託料	△5,500	1 橋りょう架替事業費減 …………… 【道路整備課】 △5,500 (1) 通学路橋りょう架替事業費減 △5,500
		財源更正
		財源更正
19 負担金、補助及び交付金	△31,550	1 公共用地取得事業特別会計繰出金減 …… 【道路整備課】 △2,367
28 繰出金	△2,367	2 コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業費減 …………… 【都市計画課】 △25,550 (1) 生活利便施設立地促進事業補助金減 △25,550 3 地域公共交通対策事業費減 …………… 【都市計画課】 △6,000

40 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(都市計画総務費)					
10 市街地再開発事業費	342,304	△19,000	323,304	一般財源	△19,000
15 土地区画整理費	991,094	△3,301	987,793	市 債	△11,200
				一般財源	7,899
20 都市下水路費	141,820	△6,800	135,020	市 債	△5,200
				一般財源	△1,600
25 公園緑地費	695,698	0	695,698	国庫支出金	12,500
				そ の 他	△62,078
				一般財源	49,578
30 街路事業費	2,094,721	0	2,094,721	国庫支出金	13,000
				市 債	△20,600
				一般財源	7,600
35 建築指導費	86,842	△3,885	82,957	国庫支出金	△1,218
				県支出金	△855
				一般財源	△1,812
45 運動公園費	355,914	11,317	367,231	一般財源	11,317
50 ぼうさいの丘公園費	149,994	0	149,994	市 債	△7,000
				一般財源	7,000
25 住宅費	428,186	△11,420	416,766		
5 住宅管理費	428,186	△11,420	416,766	国庫支出金	△7,166

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(1) ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業補助金減 △800 (2) バス利用環境改善事業補助金減 △5,200
11 需用費	△3,500	1 中町第2-2地区周辺整備事業費減 …… 【市街地整備課】 △19,000
13 委託料	△15,500	(1) 中町第2-2地区周辺整備事業費減 △19,000
15 工事請負費	△3,301	1 森の里東土地区画整理推進事業費減 …… 【まちづくり推進】 △3,301 (1) 森の里東土地区画整理関連排水路(その2)整備事業費(継続費)減 △3,301
15 工事請負費	△6,800	1 排水路整備事業費減 ……………… 【下水道施設課】 △6,800
		財源更正
		財源更正
19 負担金、補助及び交付金	△3,885	1 木造住宅耐震改修促進事業費補助金減 …… 【建築指導課】 △3,885
13 委託料	11,317	1 運動公園維持管理事業費増 ……………… 【公園緑地課】 11,317 (1) 運動公園維持管理事業費増 11,317
		財源更正
15 工事請負費	△11,420	1 市営住宅施設改修事業費(長寿命化)減 【住宅課】 △11,420

40 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(住宅管理費)				市 債	△4,200
				そ の 他	3,100
				一般財源	△3,154
45 消防費	3,593,498	△17,704	3,575,794		
5 消防費	3,593,498	△17,704	3,575,794		
15 消防施設費	574,136	△17,704	556,432	市 債	△18,500
				そ の 他	△1,438
				一般財源	2,234
25 災害対策費	281,723	0	281,723	そ の 他	△10,500
				一般財源	10,500
50 教育費	13,333,537	209,065	13,542,602		
5 教育総務費	3,520,921	371,683	3,892,604		
10 事務局費	2,800,944	390,778	3,191,722	一般財源	390,778
15 教育指導費	599,163	△19,095	580,068	国庫支出金	△125
				県支出金	△9,673
				一般財源	△9,297
10 小学校費	3,199,823	△45,007	3,154,816		
5 学校管理費	1,083,513	△31,328	1,052,185	国庫支出金	△4,614
				市 債	△49,500
				一般財源	22,786

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	△17,451	1 消防庁舎整備事業費減 …………… 【消防総務課】 △17,704
18 備品購入費	△253	(1) 睦合分署消防訓練場整備事業費減 △17,704
		財源更正
13 委託料	△6,050	1 小中学校プール施設最適化推進事業費減 【教育総務課】 △9,222
14 使用料及び賃借料	△3,172	2 学校施設整備基金積立金増 …………… 【教育総務課】
25 積立金	400,000	400,000
3 職員手当等	△12	1 英語教育推進事業費減 …………… 【教育指導課】 △5,721
9 旅費	△1,209	(1) グローバル教育交流事業費減 △5,721
13 委託料	△4,500	2 教育ネットワークシステム事業費減 …… 【教育総務課】 △13,374
14 使用料及び賃借料	△13,374	
11 需用費	△22,369	1 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）減 …………… 【教育施設課】 △8,959
13 委託料	△8,959	△8,959
		2 小学校LED化推進事業費減 …………… 【教育施設課】 △22,369

40 土木費 45 消防費 50 教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
10 学校保健給食費	1,543,758	0	1,543,758	国庫支出金	3,068
				一般財源	△3,068
15 教育振興費	393,080	△13,679	379,401	国庫支出金	5,581
				一般財源	△19,260
15 中学校費	4,257,508	△36,145	4,221,363		
5 学校管理費	780,773	△28,037	752,736	国庫支出金	△19,331
				市 債	△9,700
				一般財源	994
10 学校保健給食費	3,085,592	0	3,085,592	国庫支出金	82,030
				市 債	△79,100
				一般財源	△2,930
15 教育振興費	259,978	△8,108	251,870	国庫支出金	3,011
				一般財源	△11,119
20 社会教育費	1,573,548	△33,328	1,540,220		
20 公民館費	747,250	△33,328	713,922	市 債	△42,000
				一般財源	8,672
25 保健体育費	781,737	△48,138	733,599		
10 体育施設費	504,219	△48,138	456,081	市 債	△50,600
				一般財源	2,462
60 公債費	5,200,717	△3,233	5,197,484		
5 公債費	5,200,717	△3,233	5,197,484		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
13 委託料	△4,902	1 小学校就学支援事業費減 …………… 【学務課】 △3,819
14 使用料及び賃借料	△4,958	(1) 要保護及び準要保護児童就学援助事業費減 …………… △3,819
20 扶助費	△3,819	2 小学校情報教育機器維持管理事業費減 …… 【教育総務課】 △9,860
11 需用費	△28,037	1 中学校LED化推進事業費減 …………… 【教育施設課】 △28,037
		財源更正
13 委託料	△2,729	1 中学校情報教育機器維持管理事業費減 …… 【教育総務課】 △8,108
14 使用料及び賃借料	△5,379	
15 工事請負費	△33,328	1 公民館改修事業費(長寿命化)減 …………… 【社会教育課】 △33,328
15 工事請負費	△48,138	1 グラウンド・ゴルフ場整備事業費減 …… 【スポーツ推進課】 △48,138

50教育費 60公債費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 元金	4,888,414	2,687	4,891,101	一般財源	2,687
10 利子	312,303	△5,920	306,383	一般財源	△5,920
歳 出 合 計	101,388,322	4,278,272	105,666,594		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	2,687	1 市債元金償還金増 …………… 【財政課】 2,687
23 償還金、利子及び割引料	△5,920	1 市債利子減 …………… 【財政課】 △5,920

60公債費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,948) 人 1,577	1,375,478 千円	6,194,434 千円	6,278,488 千円
補 正 前	(1,948) 1,577	1,397,478	6,199,434	6,023,889
比 較	(0) 0	△ 22,000	△ 5,000	254,599

()内は、再任用短時間勤務職員及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 千円	150,387 千円	979,756 千円	194,087 千円	27,759 千円
	補 正 前	200,739	150,387	980,456	194,087	27,759
	比 較	0	0	△ 700	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(110) 人 1,433		5,834,825 千円	5,929,622 千円
補 正 前	(110) 1,433		5,834,825	5,670,511
比 較	(0) 0		0	259,111

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 千円	129,902 千円	931,010 千円	194,087 千円	27,759 千円
	補 正 前	200,739	129,902	931,010	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

与 費 明 細 書

費			
計	共 済 費	合 計	備 考
13,848,400	2,548,761	16,397,161	
13,620,801	2,560,761	16,181,562	
227,599	△ 12,000	215,599	

職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
400,795	264,754	3,168,130	788,162	103,919
400,795	264,754	3,171,642	529,051	104,219
0	0	△ 3,512	259,111	△ 300

費			
計	共 済 費	合 計	備 考
11,764,447	2,326,110	14,090,557	
11,505,336	2,326,110	13,831,446	
259,111	0	259,111	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
375,743	264,754	2,921,198	781,111	103,319
375,743	264,754	2,921,198	522,000	103,319
0	0	0	259,111	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,838) 144	1,375,478	359,609	348,866
補 正 前	(1,838) 144	1,397,478	364,609	353,378
比 較	(0) 0	△ 22,000	△ 5,000	△ 4,512

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後		20,485	48,746		
	補 正 前		20,485	49,446		
	比 較		0	△ 700		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	△ 5,000	給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	△ 5,000
職 員 手 当 等	254,599	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	254,599

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,083,953	222,651	2,306,604	
2,115,465	234,651	2,350,116	
△ 31,512	△ 12,000	△ 43,512	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
25,052		246,932	7,051	600
25,052		250,444	7,051	900
0		△ 3,512	0	△ 300

説 明	備 考
会計年度任用職員の職員構成の変動等に伴う給料の減	
普通退職等による退職手当の増 会計年度任用職員の職員構成の変動等に伴う職員手当等の減	

継続費についての令和2年度末までの
令和4年度以降の支出予定額並びに事

款	項	事業名	全 体 計				
			年 度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国 県 支 出 金	市 債
15 総務費	10 企画文化費	七沢自然ふれあいセンター維持補修事業	令和3年度	補正前 補正額 補正後	84,000		78,700
			令和4年度	補正前 補正額 補正後	117,058 △ 37,009 80,049		109,700 △ 34,700 75,000
			計	補正前 補正額 補正後	201,058 △ 37,009 164,049		188,400 △ 34,700 153,700
40 土木費	20 都市計画費	森の里東土地区画整理 関連排水路（その2） 整備事業	令和3年度		60,000		56,200
			令和4年度	補正前	60,000		56,200
				補正額	△ 3,301		△ 3,100
				補正後	56,699		53,100
			計	補正前	120,000		112,400
				補正額	△ 3,301		△ 3,100
		補正後		116,699		109,300	
		厚木環状3号線（第4 工区）街路整備事業	令和2年度		50,000	25,000	24,700
			令和3年度		300,000		297,000
			令和4年度	補正前	270,000	50,000	217,800
				補正額	0	13,000	△ 13,000
				補正後	270,000	63,000	204,800
			令和5年度	補正前	30,000		29,700
				補正後	30,000		29,700
計	補正前		650,000	75,000	569,200		
	補正額	0	13,000	△ 13,000			
	補正後	650,000	88,000	556,200			

支出額、令和3年度末までの支出額及び
業の進行状況等に関する調書（補正）

（単位：千円・％）

面		令和2年度末 までの支出額	令和3年度末 までの支出額	令和4年度 支出予定額	令和4年度末ま での支出予定額	令和5年度以 降支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
源内訳							
源	一般財源						
その他							
	5,300		84,000		84,000		51.2
	7,358			117,058	117,058		48.8
	△ 2,309			△ 37,009	△ 37,009		
	5,049			80,049	80,049		
	12,658		84,000	117,058	201,058		100.0
	△ 2,309			△ 37,009	△ 37,009		
	10,349		84,000	80,049	164,049		
	3,800		60,000		60,000		51.4
	3,800			60,000	60,000		48.6
	△ 201			△ 3,301	△ 3,301		
	3,599			56,699	56,699		
	7,600		60,000	60,000	120,000		100.0
	△ 201			△ 3,301	△ 3,301		
	7,399		60,000	56,699	116,699		
	300	50,000	50,000		50,000		7.7
	3,000		300,000		300,000		46.2
	2,200			270,000	270,000		41.5
	2,200			270,000	270,000		
	300					30,000	4.6
	300					30,000	
	5,800	50,000	350,000	270,000	620,000	30,000	100.0
	5,800	50,000	350,000	270,000	620,000	30,000	

債務負担行為で令和5年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び令和4年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
文化会館指定管理料	326,200
ふれあいプラザ再整備事業経費（その3）	84,209千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額

2 変 更

事 項	変 更		
	限 度 額	令和3年度末までの支出(見込)額	
		期 間	金 額
文化会館改修事業経費 (令和4年度分)	5,947,944		

ものについての令和3年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書（補正）

(単位：千円)

令和3年度末までの支出(見込)額		令和4年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和5年度～ 令和9年度	326,200	一般財源等
		令和5年度～ 令和21年度	84,209千円に金利変動 及び物価変動による増 減額並びに消費税及び 地方消費税を加算した 額	一般財源等

(単位：千円)

前			変 更 後					
令和4年度以降の支出予定額		左の財源内訳	限 度 額	令和3年度末までの支出(見込)額		令和4年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額			期 間	金 額	期 間	金 額	
令和5年度～ 令和16年度	5,947,944	一般財源等	5,409,373 千円に金利 変動及び物 価変動によ る増減額並 びに消費税 及び地方消 費税を加算 した額			令和5年度～ 令和16年度	5,409,373 千円に金利 変動及び物 価変動によ る増減額並 びに消費税 及び地方消 費税を加算 した額	一般財源等

地方債の令和2年度末
における現在高並びに
現在高の見込みに

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度末 現在高	令和4年度中		
			令和4年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	45,948,185	49,270,975	9,161,600	△ 412,700	8,748,900
(1) 総務	682,771	683,538	112,400	△ 37,400	75,000
(2) 民生	1,458,124	1,352,822	170,000	△ 56,200	113,800
(3) 衛生	1,292,472	747,685	98,800	△ 35,600	63,200
(4) 農林	730,776	688,058	102,500	△ 4,500	98,000
(5) 商工	395,947	641,581	193,000	△ 10,400	182,600
(6) 土木	30,005,330	33,263,796	5,280,900	△ 15,000	5,265,900
(7) 公営住宅	1,547,298	1,523,287	91,600	△ 4,200	87,400
(8) 消防	1,333,009	2,050,114	316,300	△ 18,500	297,800
(9) 教育	8,502,458	8,320,094	2,796,100	△ 230,900	2,565,200
2 減税補てん債	537,884	365,811			
3 臨時財政対策債	7,102,288	6,118,484			
4 減収補てん債	1,133,931	1,016,731			
5 調整債	1,062,934	874,416	150,000	△ 150,000	
合計	55,785,222	57,646,417	9,311,600	△ 562,700	8,748,900

及び令和3年度末に
令和4年度末における
関する調書（補正）

増減見込額			令和4年度末現在高見込額			(参考)繰越額 を含めた令和 4年度末現在 高見込額
令和4年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額	
補正前の額	補正額	補正後の額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,465,372		3,465,372	54,967,203	△ 412,700	54,554,503	56,204,103
32,251		32,251	763,687	△ 37,400	726,287	752,787
159,267		159,267	1,363,555	△ 56,200	1,307,355	1,307,355
267,419		267,419	579,066	△ 35,600	543,466	543,466
71,296		71,296	719,262	△ 4,500	714,762	714,762
17,975		17,975	816,606	△ 10,400	806,206	806,206
1,917,726		1,917,726	36,626,970	△ 15,000	36,611,970	37,555,670
101,988		101,988	1,512,899	△ 4,200	1,508,699	1,508,699
165,049		165,049	2,201,365	△ 18,500	2,182,865	2,193,665
732,401		732,401	10,383,793	△ 230,900	10,152,893	10,821,493
140,769		140,769	225,042		225,042	225,042
985,752	2,687	988,439	5,132,732	△ 2,687	5,130,045	5,130,045
119,307		119,307	897,424		897,424	897,424
177,214		177,214	847,202	△ 150,000	697,202	697,202
4,888,414	2,687	4,891,101	62,069,603	△ 565,387	61,504,216	63,153,816

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料

【歳入予算事項別明細書（ほか一覽）関係】

議案 第13号 関連

[一般会計] 歳入

(単位：千円)

款 項 目	節	説 明	欄
55 国庫支出金			
10 国庫補助金			
40 土木費国庫補助金	10 道路橋りょう費補助金	[19ページ] 社会資本整備総合交付金（道路事業） 道路整備課 道路維持課	【 金 額 】 △6,325 13,000 △ 19,325
80 学校施設環境改善交付金	10 中学校費交付金	[21ページ] 中学校整備事業費交付金 学校給食課 教育施設課	【 金 額 】 60,964 80,295 △ 19,331
65 財産収入			
10 財産売払収入			
5 不動産売払収入	5 土地売払収入	[23ページ] 市有地売払収入 財産管理課 下水道総務課 まちづくり	【 金 額 】 △13,619 37,631 21,626 △ 72,876
90 市債			
5 市債			
40 土木債	10 道路橋りょう債	[27ページ] 道路新設改良事業債 道路維持課 道路整備課	【 金 額 】 8,400 68,200 △ 59,800

(議案第14号)

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度

厚木市公共用地取得事業特別会計

補正予算（第1号）

議案第14号

令和4年度厚木市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度の厚木市の公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109,667千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,474,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 財産収入		936,939	40,713	896,226
	5 財産売払収入	936,939	40,713	896,226
10 繰入金		117,489	2,367	115,122
	5 他会計繰入金	117,489	2,367	115,122
15 市債		525,500	107,300	418,200
	5 市債	525,500	107,300	418,200
20 諸収入		3,801	40,713	44,514
	5 雑入	3,801	40,713	44,514
歳入合計		1,583,729	109,667	1,474,062

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 公債費		1,047,036	40,713	1,006,323
	5 公債費	1,047,036	40,713	1,006,323
10 公共用地先行取得事業費		528,400	109,667	418,733
	5 公共用地先行取得事業費	28,000	27,967	33
	10 厚木秦野道路用地取得事業費(用地国債)	500,400	81,700	418,700
15 繰出金		8,293	40,713	49,006
	5 繰出金	8,293	40,713	49,006
歳出合計		1,583,729	109,667	1,474,062

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 公共用地先行取得事業費	10 厚木秦野道路用地取得事業費(用地国債)	厚木秦野道路用地取得事業(用地国債)	55,633

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
厚木環状2号線用地取得事業	25,600	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め10年以内。ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	0	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
厚木秦野道路用地取得事業(用地国債)	499,900				418,200			
計	525,500				418,200			

令和4年度

厚木市公共用地取得事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 財産収入	936,939
10 繰入金	117,489
15 市債	525,500
20 諸収入	3,801
歳 入 合 計	1,583,729

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 公債費	1,047,036	△40,713	1,006,323
10 公共用地先行取得事業費	528,400	△109,667	418,733
15 繰出金	8,293	40,713	49,006
歳 出 合 計	1,583,729	△109,667	1,474,062

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
△40,713	896,226	60.8
△2,367	115,122	7.8
△107,300	418,200	28.4
40,713	44,514	3.0
△109,667	1,474,062	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				△40,713	68.3
		△107,300		△2,367	28.4
			40,713		3.3
		△107,300	40,713	△43,080	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入	936,939	△40,713	896,226
5 財産売払収入	936,939	△40,713	896,226
5 不動産売払収入	936,939	△40,713	896,226
10 繰入金	117,489	△2,367	115,122
5 他会計繰入金	117,489	△2,367	115,122
5 一般会計繰入金	117,489	△2,367	115,122
15 市債	525,500	△107,300	418,200
5 市債	525,500	△107,300	418,200
5 公共用地先行取得事業債	25,600	△25,600	0
10 厚木秦野道路用地取得事業債（用地国債）	499,900	△81,700	418,200
20 諸収入	3,801	40,713	44,514
5 雑入	3,801	40,713	44,514
5 雑入	3,801	40,713	44,514
歳 入 合 計	1,583,729	△109,667	1,474,062

(単位：千円)

節		説明	
区	分	金	額
5	土地売却収入	△40,713	1 市有地売却収入減 …………… 【道路管理課】 △40,713
5	一般会計繰入金	△2,367	1 一般会計繰入金減 …………… 【道路整備課】 △2,367
5	公共用地先行取得事業債	△25,600	1 厚木環状2号線用地取得事業債減 …………… 【道路整備課】 △25,600
5	厚木秦野道路用地取得事業債(用地国債)	△81,700	1 厚木秦野道路用地取得事業債(用地国債)減 …………… 【道路管理課】 △81,700
5	雑入	40,713	1 厚木秦野道路用地取得事業(用地国債)先行取得経費増 …………… 【道路管理課】 40,713

5 財産収入 10 繰入金 15 市債 20 諸収入

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 公債費	1,047,036	△40,713	1,006,323		
5 公債費	1,047,036	△40,713	1,006,323		
5 元金	1,044,035	△40,505	1,003,530	一般財源	△40,505
10 利子	3,001	△208	2,793	一般財源	△208
10 公共用地先行取得事業費	528,400	△109,667	418,733		
5 公共用地先行取得事業費	28,000	△27,967	33		
5 公共用地先行取得事業費	28,000	△27,967	33	市 債	△25,600
				一般財源	△2,367
10 厚木秦野道路用地取得事業費（用地国債）	500,400	△81,700	418,700		
5 厚木秦野道路用地取得事業費（用地国債）	500,400	△81,700	418,700	市 債	△81,700
15 繰出金	8,293	40,713	49,006		
5 繰出金	8,293	40,713	49,006		
5 一般会計繰出金	8,293	40,713	49,006	そ の 他	40,713
歳 出 合 計	1,583,729	△109,667	1,474,062		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	△40,505	1 市債元金減 …………… 【道路管理課】 △40,505 (1) 市債元金（用地国債分）減 △40,505
23 償還金、利子及び割引料	△208	1 市債利子減 …………… 【道路管理課】 △208 (1) 市債利子（用地国債）減 △208
19 負担金、補助及び交付金	△27,967	1 公共用地取得事業費減 …………… 【道路整備課】 △27,967 (1) 厚木環状2号線用地取得事業費減 △27,967
17 公有財産購入費	△20,080	1 厚木秦野道路用地取得事業費（用地国債） 減 …………… 【道路管理課】 △81,700
22 補償、補填及び賠償金	△61,620	
28 繰出金	40,713	1 一般会計繰出金増 …………… 【道路管理課】 40,713

5 公債費 10 公共用地先行取得事業費 15 繰出

地方債の令和2年度末
おける現在高並びに
現在高の見込みに

区 分	令和2年度末 現 在 高	令和3年度末 現 在 高	令 和 4 年 度 中		
			令 和 4 年 度 中 起 債 見 込 額		
			補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円	千円
厚木環状2号線 用地取得事業	706,488	598,611	25,600	△ 25,600	
厚木秦野道路用地 取得事業 (用地国債)	2,076,700	2,104,367	499,900	△ 81,700	418,200
合 計	2,783,188	2,702,978	525,500	△ 107,300	418,200

及び令和3年度末に
令和4年度末における
関する調書（補正）

増減見込額			令和4年度末現在高見込額			(参考)繰越額を 含めた令和4年 度末現在高見込 額
令和4年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額	
補正前の額	補正額	補正後の額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
108,771		108,771	515,440	△ 25,600	489,840	489,840
935,264	△ 40,505	894,759	1,669,003	△ 41,195	1,627,808	1,763,508
1,044,035	△ 40,505	1,003,530	2,184,443	△ 66,795	2,117,648	2,253,348

(議案第15号)

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第2号）

議案第15号

令和4年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,256千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,556,254千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		642,702	37,684	605,018
	5 一般会計繰入金	642,702	37,684	605,018
15 繰越金		3,500	35,428	38,928
	5 繰越金	3,500	35,428	38,928
歳入合計		3,558,510	2,256	3,556,254

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		3,315,898	2,744	3,318,642
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	3,315,898	2,744	3,318,642
20 保健事業費		149,403	5,000	144,403
	5 保健事業費	149,403	5,000	144,403
歳出合計		3,558,510	2,256	3,556,254

令和4年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 後期高齢者医療保険料	2,903,444
8 財産収入	62
10 繰入金	642,702
15 繰越金	3,500
20 諸収入	8,802
歳 入 合 計	3,558,510

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	81,259		81,259
10 後期高齢者医療広域連合納付金	3,315,898	2,744	3,318,642
15 諸支出金	8,450		8,450
20 保健事業費	149,403	5,000	144,403
25 予備費	3,500		3,500
歳 出 合 計	3,558,510	2,256	3,556,254

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	2,903,444	81.6
	62	0.0
37,684	605,018	17.0
35,428	38,928	1.1
	8,802	0.3
2,256	3,556,254	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					2.3
			32,684	35,428	93.3
					0.2
			5,000		4.1
					0.1
			37,684	35,428	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金	642,702	37,684	605,018
5 一般会計繰入金	642,702	37,684	605,018
10 保険基盤安定繰入金	412,144	32,684	379,460
15 健康診査等事業費繰入金	149,396	5,000	144,396
15 繰越金	3,500	35,428	38,928
5 繰越金	3,500	35,428	38,928
5 繰越金	3,500	35,428	38,928
歳 入 合 計	3,558,510	2,256	3,556,254

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 後期高齢者医療広域連 合納付金	3,315,898	2,744	3,318,642		
5 後期高齢者医療広域 連合納付金	3,315,898	2,744	3,318,642		
5 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,315,898	2,744	3,318,642	そ の 他	32,684
				一般財源	35,428
20 保健事業費	149,403	5,000	144,403		
5 保健事業費	149,403	5,000	144,403		
5 健康診査等事業費	149,403	5,000	144,403	そ の 他	5,000
歳 出 合 計	3,558,510	2,256	3,556,254		

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
10 保険基盤安定繰入金	32,684	1	保険基盤安定繰入金減	【国保年金課】 32,684
5 健康診査等事業費繰入金	5,000	1	健康診査事業費繰入金減	【国保年金課】 5,000
5 繰越金	35,428	1	前年度繰越金増	【国保年金課】 35,428

1 0 繰入金 1 5 繰越金

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
19 負担金、補助及び交付金	2,744	1	後期高齢者医療広域連合納付金増	【国保年金課】 2,744
13 委託料	5,000	1	健康診査事業費減	【国保年金課】 5,000

1 0 後期高齢者医療広域連合納付金 2 0 保健事業費

(議案第16号)

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度

厚木市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第2号）

議案第16号

令和4年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ360,253千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,598,361千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 5 国庫支出金		0	16	16
	1 0 国庫補助金	0	16	16
2 5 県支出金		15,198,363	320,499	14,877,864
	1 0 県負担金・補助金	15,198,363	320,499	14,877,864
3 5 財産収入		484	47	531
	5 財産運用収入	484	47	531
4 0 繰入金		1,740,709	46,886	1,693,823
	5 他会計繰入金	1,391,423	92,672	1,484,095
	1 0 基金繰入金	349,286	139,558	209,728
4 5 繰越金		150,000	7,069	157,069
	5 繰越金	150,000	7,069	157,069
歳 入 合 計		21,958,614	360,253	21,598,361

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		334,519	6,500	328,019
	5 総務管理費	280,100	3,300	276,800
	1 0 徴収費	53,975	3,200	50,775
1 0 保険給付費		14,995,726	350,000	14,645,726
	5 療養諸費	12,969,380	250,000	12,719,380
	1 0 高額療養費	1,918,000	100,000	1,818,000
2 7 保健事業費		226,815	3,800	223,015
	3 特定健康診査等事業費	137,473	2,000	135,473
	5 保健事業費	89,342	1,800	87,542
3 0 基金積立金		80	47	127
	5 基金積立金	80	47	127
歳 出 合 計		21,958,614	360,253	21,598,361

令和4年度

厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,755,921
15 国庫支出金	0
25 県支出金	15,198,363
35 財産収入	484
40 繰入金	1,740,709
45 繰越金	150,000
50 諸収入	113,137
歳 入 合 計	21,958,614

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	334,519	△6,500	328,019
10 保険給付費	14,995,726	△350,000	14,645,726
22 国民健康保険事業費納付金	6,369,780		6,369,780
27 保健事業費	226,815	△3,800	223,015
30 基金積立金	80	47	127
40 諸支出金	21,694		21,694
45 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	21,958,614	△360,253	21,598,361

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	4,755,921	22.0
16	16	0.0
△320,499	14,877,864	68.9
47	531	0.0
△46,886	1,693,823	7.9
7,069	157,069	0.7
	113,137	0.5
△360,253	21,598,361	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特	定	財		一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				△6,500	1.5
16	△350,016				67.8
					29.5
	△3,978			178	1.0
			47		0.0
					0.1
					0.1
16	△353,994		47	△6,322	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	0	16	16
10 国庫補助金	0	16	16
35 災害臨時特例補助金	0	16	16
25 県支出金	15,198,363	△320,499	14,877,864
10 県負担金・補助金	15,198,363	△320,499	14,877,864
5 保険給付費等交付金	15,198,363	△320,499	14,877,864
35 財産収入	484	47	531
5 財産運用収入	484	47	531
5 利子及び配当金	484	47	531
40 繰入金	1,740,709	△46,886	1,693,823
5 他会計繰入金	1,391,423	92,672	1,484,095
5 一般会計繰入金	1,391,423	92,672	1,484,095
10 基金繰入金	349,286	△139,558	209,728
5 国民健康保険事業基金繰入金	349,286	△139,558	209,728

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5 災害臨時特例補助金	16	1 災害臨時特例補助金	【国保年金課】 16
5 保険給付費等交付金（普通交付金）	△350,016	1 保険給付費等交付金（普通交付金）減	【国保年金課】 △350,016
10 保険給付費等交付金（特別交付金）	29,517	1 保険者努力支援分増	【国保年金課】 25,194
		2 特別調整交付金分（市町村向け）増	【国保年金課】 8,301
		3 特定健診等負担金減	【国保年金課】 △3,978
5 利子及び配当金	47	1 国民健康保険事業基金利子増	【国保年金課】 47
5 保険基盤安定繰入金	86,901	1 保険基盤安定繰入金増	【国保年金課】 86,901
7 未就学児均等割保険料繰入金	13,284	1 未就学児均等割保険料繰入金	【国保年金課】 13,284
10 職員給与費等繰入金	△6,500	1 職員給与費等繰入金減	【国保年金課】 △6,500
15 財政安定化支援事業繰入金	△1,013	1 財政安定化支援事業繰入金減	【国保年金課】 △1,013
5 国民健康保険事業基金繰入金	△139,558	1 国民健康保険事業基金繰入金減	【国保年金課】 △139,558

1 5 国庫支出金 2 5 県支出金 3 5 財産収入 4 0 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
45 繰越金	150,000	7,069	157,069
5 繰越金	150,000	7,069	157,069
5 繰越金	150,000	7,069	157,069
歳 入 合 計	21,958,614	△360,253	21,598,361

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	7,069	1 前年度繰越金増 【国保年金課】 7,069

4 5 繰越金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	334,519	△6,500	328,019		
5 総務管理費	280,100	△3,300	276,800		
5 一般管理費	278,166	△3,300	274,866	一般財源	△3,300
10 徴収費	53,975	△3,200	50,775		
5 賦課徴収費	53,975	△3,200	50,775	一般財源	△3,200
10 保険給付費	14,995,726	△350,000	14,645,726		
5 療養諸費	12,969,380	△250,000	12,719,380		
5 一般被保険者療養給付費	12,798,000	△250,000	12,548,000	国庫支出金	16
				県支出金	△250,016
10 高額療養費	1,918,000	△100,000	1,818,000		
5 一般被保険者高額療養費	1,916,000	△100,000	1,816,000	県支出金	△100,000
27 保健事業費	226,815	△3,800	223,015		
3 特定健康診査等事業費	137,473	△2,000	135,473		
5 特定健康診査等事業費	137,473	△2,000	135,473	県支出金	△3,978
				一般財源	1,978
5 保健事業費	89,342	△1,800	87,542		
5 保健衛生普及費	89,342	△1,800	87,542	一般財源	△1,800
30 基金積立金	80	47	127		
5 基金積立金	80	47	127		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△3,300	1 給付事務費減 【国保年金課】 △1,500 2 資格事務費減 【国保年金課】 △1,800
13 委託料	△3,200	1 賦課事務費減 【国保年金課】 △3,200
19 負担金、補助及び交付金	△250,000	1 一般被保険者療養給付費減 【国保年金課】 △250,000
19 負担金、補助及び交付金	△100,000	1 一般被保険者高額療養費減 【国保年金課】 △100,000
13 委託料	△2,000	1 特定健康診査事業費減 【国保年金課】 △2,000
13 委託料	△1,800	1 データヘルス計画推進事業費減 【国保年金課】 △1,800

5 総務費 10 保険給付費 27 保健事業費 30 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 国民健康保険事業 基金積立金	80	47	127	そ の 他	47
歳 出 合 計	21,958,614	△360,253	21,598,361		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	47	1 国民健康保険事業基金積立金増 …………… 【国保年金課】 47

30 基金積立金

(議案第17号)

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）

議案第17号

令和4年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,457,258千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 5 国庫支出金		2,945,999	33,064	2,979,063
	1 0 国庫補助金	232,693	33,064	265,757
4 0 繰入金		3,171,916	81,171	3,090,745
	5 一般会計繰入金	2,563,542	81,171	2,482,371
4 5 繰越金		29,476	62,562	92,038
	5 繰越金	29,476	62,562	92,038
5 0 諸収入		2,206	1,034	1,172
	2 0 雑入	1,512	1,034	478
歳 入 合 計		16,443,837	13,421	16,457,258

2 歳 出

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 8 地域支援事業費		814,565	4,089	810,476
	5 介護予防・日常生活支援総合事業費	413,660	0	413,660
	1 0 包括的支援事業・任意事業費	400,905	4,089	396,816
2 5 基金積立金		1,331	1,953	3,284
	5 基金積立金	1,331	1,953	3,284
3 0 諸支出金		5,408	15,557	20,965
	5 償還金及び還付加算金	5,408	15,557	20,965
歳 出 合 計		16,443,837	13,421	16,457,258

令和4年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 保険料	3,877,332
15 国庫支出金	2,945,999
20 支払基金交付金	4,146,500
25 県支出金	2,269,872
30 財産収入	536
40 繰入金	3,171,916
45 繰越金	29,476
50 諸収入	2,206
歳 入 合 計	16,443,837

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	370,819		370,819
10 保険給付費	15,241,714		15,241,714
18 地域支援事業費	814,565	△4,089	810,476
25 基金積立金	1,331	1,953	3,284
30 諸支出金	5,408	15,557	20,965
35 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	16,443,837	13,421	16,457,258

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	3,877,332	23.6
33,064	2,979,063	18.1
	4,146,500	25.2
	2,269,872	13.8
	536	0.0
△81,171	3,090,745	18.8
62,562	92,038	0.5
△1,034	1,172	0.0
13,421	16,457,258	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					2.3
					92.6
33,064			△1,034	△36,119	4.9
				1,953	0.0
				15,557	0.1
					0.1
33,064			△1,034	△18,609	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	2,945,999	33,064	2,979,063
10 国庫補助金	232,693	33,064	265,757
40 保険者機能強化推進交付金	1	33,064	33,065
40 繰入金	3,171,916	△81,171	3,090,745
5 一般会計繰入金	2,563,542	△81,171	2,482,371
5 介護給付費繰入金	1,905,215	△17,707	1,887,508
7 地域支援事業費繰入金	136,322	△14,346	121,976
9 低所得者保険料軽減繰入金	179,573	△12,124	167,449
10 その他一般会計繰入金	342,432	△36,994	305,438
45 繰越金	29,476	62,562	92,038
5 繰越金	29,476	62,562	92,038
5 繰越金	29,476	62,562	92,038
50 諸収入	2,206	△1,034	1,172
20 雑入	1,512	△1,034	478
15 雑入	1,511	△1,034	477
歳 入 合 計	16,443,837	13,421	16,457,258

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5現年度分	33,064	1 保険者機能強化推進交付金増	【介護福祉課】 33,064
5現年度分	△17,707	1 介護給付費繰入金減	【介護福祉課】 △17,707
5現年度分	△14,346	1 地域支援事業費繰入金減	【地域包括ケア推】 △14,346
5現年度分	△12,124	1 低所得者保険料軽減繰入金減	【介護福祉課】 △12,124
5職員給与費等繰入金	△15,958	1 職員給与費等繰入金減	【介護福祉課】 △15,958
10要介護認定等事務費繰入金	△21,036	1 要介護認定等事務費繰入金減	【介護福祉課】 △21,036
5繰越金	62,562	1 前年度繰越金増	【介護福祉課】 62,562
5雑入	△1,034	1 在宅医療・介護連携推進事業負担金減	【地域包括ケア推】 △1,034

1 5 国庫支出金 4 0 繰入金 4 5 繰越金 5 0 諸収入

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
18 地域支援事業費	814,565	△4,089	810,476		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	413,660	0	413,660		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	413,660	0	413,660	国庫支出金	33,064
				一般財源	△33,064
10 包括的支援事業・任意事業費	400,905	△4,089	396,816		
5 包括的支援事業・任意事業費	400,905	△4,089	396,816	そ の 他	△1,034
				一般財源	△3,055
25 基金積立金	1,331	1,953	3,284		
5 基金積立金	1,331	1,953	3,284		
5 介護保険事業基金積立金	1,331	1,953	3,284	一般財源	1,953
30 諸支出金	5,408	15,557	20,965		
5 償還金及び還付加算金	5,408	15,557	20,965		
10 償還金	2	15,557	15,559	一般財源	15,557
歳 出 合 計	16,443,837	13,421	16,457,258		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
8 報償費	△480	1 包括的支援事業費減 …………… 【地域包括ケア推 △4,089
13 委託料	△3,609	(1) 包括的支援事業費（在宅医療・介護連携推進事業 ）減 △4,089
25 積立金	1,953	1 介護保険事業基金積立金増 …………… 【介護福祉課】 1,953
23 償還金、利子及び割引料	15,557	1 国庫支出金等精算返納金増 …………… 【地域包括ケ ほか】 15,557

1 8 地域支援事業費 2 5 基金積立金 3 0 諸支出金

(議案第18号)

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度

厚木市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第18号

令和4年度厚木市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間患者数			
ア 入院	104,025人	△16,425人	87,600人
(3) 1日平均患者数			
ア 入院	285人	△45人	240人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	11,743,000千円	1,223,752千円	12,966,752千円
第1項 医業収益	10,464,135千円	△709,300千円	9,754,835千円
第2項 医業外収益	1,263,876千円	1,933,052千円	3,196,928千円
支 出			
第1款 病院事業費用	11,638,000千円	3,337千円	11,641,337千円
第1項 医業費用	11,269,033千円	3,337千円	11,272,370千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「439,000千円」を「3,439,000千円」に、「435,932千円」を「3,435,932千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,877,000千円	3,000,000千円	4,877,000千円
第4項 投資	96,888千円	3,000,000千円	3,096,888千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)
第5条 予算第9条(1)中「5,780,417千円」を「5,783,754千円」に改める。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和4年度
厚木市病院事業会計
補正予算（第2号）に関する説明書

令和4年度厚木市病院事業会計 補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			11,743,000	1,223,752	12,966,752	
	1 医業収益		10,464,135	△ 709,300	9,754,835	
		1 入院収益	6,730,417	△ 580,897	6,149,520	入院診療収益
		2 外来収益	2,843,100	△ 189,540	2,653,560	外来診療収益
		3 他会計負担金	666,444	61,137	727,581	一般会計負担金
	2 医業外収益		1,263,876	1,933,052	3,196,928	
		2 補助金	34,156	1,910,546	1,944,702	国・県補助金
		5 その他医業外収益	83,484	22,506	105,990	支援金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			11,638,000	3,337	11,641,337	
	1 医業費用		11,269,033	3,337	11,272,370	
		1 給与費	5,780,417	3,337	5,783,754	退職給付費

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,877,000	3,000,000	4,877,000	
	4 投資		96,888	3,000,000	3,096,888	
		2 基金積立金	82,488	3,000,000	3,082,488	病院整備基金

令和4年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	1,324,732
減価償却費	927,269
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,234
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 16,143
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	10,939
退職給付引当金の増減額(△は減少)	17,505
固定資産除却費	10,000
長期前受金戻入額	△ 495,212
その他	△ 8,520
受取利息及び受取配当金	△ 3,286
支払利息	104,817
未収金の増減額(△は増加)	246,147
未払金の増減額(△は減少)	△ 2,220
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,800
小計	2,119,062
受取利息及び受取配当金	3,286
利息の支払額	△ 104,817
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,017,531
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 843,162
有形固定資産の売却による収入	1
貸付金による支出	△ 14,400
貸付金の回収による収入	721
補助金による収入	28,381
一般会計からの繰入金による収入	855,676
基金積立による支出	△ 3,082,488
基金取崩しによる収入	5,822
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,049,449
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	576,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 760,454
他会計借入金の返済による支出	△ 33,334
リース債務返済による支出	△ 58,847
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 276,135
資金増加額(△は減少)	△ 1,308,053
資金期首残高	4,057,238
資金期末残高	2,749,185

補 正 予 算 給

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	11	(217) 580	254	2,450,090
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(217) 580	254	2,450,090
補 正 前	損益勘定支弁職員	11	(217) 580	254	2,450,090
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(217) 580	254	2,450,090
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0
	資本勘定支弁職員				
	計	0	(0) 0	0	0

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	48,266	46,631	331,646	69,664	109,611	361,956
	補正前	48,266	46,631	331,646	69,664	109,611	361,956
	比 較	0	0	0	0	0	0

与 費 明 細 書

費		法定福利費	合 計	備 考
職員手当等	計			
千円 2,447,958	千円 4,898,302	千円 885,452	千円 5,783,754	
2,447,958	4,898,302	885,452	5,783,754	
2,444,621	4,894,965	885,452	5,780,417	
2,444,621	4,894,965	885,452	5,780,417	
3,337	3,337	0	3,337	
3,337	3,337	0	3,337	

時間外勤務手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 296,198	千円 109,521	千円 62,652	千円 876,747	千円 111,781	千円 23,285
296,198	109,521	62,652	876,747	108,444	23,285
0	0	0	0	3,337	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	11	(7) 518	254	1,927,079
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(7) 518	254	1,927,079
補 正 前	損益勘定支弁職員	11	(7) 518	254	1,927,079
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(7) 518	254	1,927,079
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0
	資本勘定支弁職員				
	計	0	(0) 0	0	0

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	48,266	33,035	284,827	69,664	109,611	335,844
	補正前	48,266	33,035	284,827	69,664	109,611	335,844
	比 較	0	0	0	0	0	0

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳
職員手当等	3,337	その他の増減分 3,337

費		法定福利費	合 計	備 考
職員手当等	計			
千円 2,184,563	千円 4,111,896	千円 791,138	千円 4,903,034	
2,184,563	4,111,896	791,138	4,903,034	
2,181,226	4,108,559	791,138	4,899,697	
2,181,226	4,108,559	791,138	4,899,697	
3,337	3,337	0	3,337	
3,337	3,337	0	3,337	

時間外勤務手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 263,132	千円 39,723	千円 62,652	千円 807,543	千円 106,981	千円 23,285
263,132	39,723	62,652	807,543	103,644	23,285
0	0	0	0	3,337	0

説 明	備 考
普通退職者増による退職給付費の増	

令和4年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部

(単位:千円)

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		2,980,808	
	ロ 建物	13,816,812		
	減価償却累計額	<u>△ 3,697,284</u>	10,119,528	
	ハ 構築物	1,149,846		
	減価償却累計額	<u>△ 71,169</u>	1,078,677	
	ニ 器械備品	5,521,767		
	減価償却累計額	<u>△ 4,301,683</u>	1,220,084	
	ホ 車両	9,162		
	減価償却累計額	<u>△ 4,050</u>	5,112	
	ヘ リース資産	214,076		
	減価償却累計額	<u>△ 65,882</u>	148,194	
	有形固定資産合計			15,552,403
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		1,448	
	ロ ソフトウェア		4,942	
	無形固定資産合計			6,390
(3)	投資その他の資産			
	イ 長期貸付金		41,159	
	ロ 基金			
	(イ) 退職手当基金	90,500		
	(ロ) 病院整備基金	<u>3,290,371</u>		
	基金合計		3,380,871	
	ハ 長期前払消費税		947,665	
	投資その他の資産合計			<u>4,369,695</u>
	固定資産合計			19,928,488
2	流動資産			
(1)	現金預金		2,749,185	
(2)	未収金		1,947,742	
(3)	貯蔵品		76,195	
(4)	貸倒引当金		<u>△ 3,050</u>	
	流動資産合計			<u>4,770,072</u>
	資産合計			<u><u>24,698,560</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
(1)	企業債		14,008,317	
(2)	他会計借入金		2,144,062	
(3)	リース債務		112,450	
(4)	引当金			
	イ修繕引当金	28,886		
	ロ退職給付引当金	797,961		
	引当金合計		826,847	
	固定負債合計			17,091,676
4	流動負債			
(1)	企業債		826,147	
(2)	他会計借入金		36,737	
(3)	リース債務		53,373	
(4)	未払金		867,141	
(5)	前受金		2,475	
(6)	預り金		13,513	
(7)	引当金			
	イ賞与引当金	285,886		
	ロ法定福利費引当金	80,058		
	引当金合計		365,944	
	流動負債合計			2,165,330
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		4,648,406	
(2)	長期前受金収益化累計額		△ 3,095,382	
	繰延収益合計			1,553,024
	負債合計			20,810,030

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ受贈財産評価額	2,924,458		
	資本剰余金合計		2,924,458	
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	62,000		
	ロ当年度未処理欠損金	3,132,611		
	利益剰余金合計		△ 3,070,611	
	剰余金合計			△ 146,153
	資本合計			3,888,530
	負債資本合計			24,698,560

注記（令和4年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書

重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 22,336 千円、24,570 千円である。

III 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,674,988 千円である。

IV セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

V リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI その他

退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 94,276 千円を支給するため、退職給付引当金 74,495 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 19,781 千円については、退職給付費から支出する。

令和4年度厚木市病院事業 収益の収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	11,743,000	1,223,752	12,966,752
1 医業収益	10,464,135	△ 709,300	9,754,835
1 入院収益	6,730,417	△ 580,897	6,149,520
2 外来収益	2,843,100	△ 189,540	2,653,560
3 他会計負担金	666,444	61,137	727,581
2 医業外収益	1,263,876	1,933,052	3,196,928
2 補助金	34,156	1,910,546	1,944,702
5 その他医業外収益	83,484	22,506	105,990

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	11,638,000	3,337	11,641,337
1 医業費用	11,269,033	3,337	11,272,370
1 給与費	5,780,417	3,337	5,783,754

資 本 的

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	1,877,000	3,000,000	4,877,000
4 投資	96,888	3,000,000	3,096,888
2 基金積立金	82,488	3,000,000	3,082,488

会計補正予算実施計画説明書 及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
入院収益	△ 580,897	
外来収益	△ 189,540	
他会計負担金	61,137	感染症医療、退職手当分
国庫補助金	18,000	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金
県補助金	1,892,546	新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
その他医業外収益	22,506	医療機関等物価高騰対応支援金ほか

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
退職給付費	3,337	

支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
基金積立金	3,000,000	病院整備基金

(議案第19号)

令和5年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和4年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第2号）

議案第19号

令和4年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,453,721千円	△33,802千円	6,419,919千円
第1項 営業収益	3,750,230千円	20,267千円	3,770,497千円
第2項 営業外収益	2,703,491千円	△54,069千円	2,649,422千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,277,081千円	△45,543千円	6,231,538千円
第1項 営業費用	5,941,435千円	△70,731千円	5,870,704千円
第2項 営業外費用	334,621千円	25,188千円	359,809千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,273,250千円」を「1,255,685千円」に、「96,175千円」を「74,471千円」に、「812,314千円」を「816,453千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,117,382千円	△221,935千円	1,895,447千円
第1項 企業債	1,250,300千円	△212,800千円	1,037,500千円
第2項 国庫補助金	503,500千円	△21,695千円	481,805千円
第5項 分担金及び負担金	3,960千円	21,005千円	24,965千円
第6項 他会計負担金	359,622千円	△8,445千円	351,177千円

支 出

第1款 資本的支出	3,390,632千円	△239,500千円	3,151,132千円
第1項 建設改良費	1,683,888千円	△213,500千円	1,470,388千円
第2項 固定資産購入費	129,726千円	△26,000千円	103,726千円

(継続費の補正)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補正前

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道厚木排水区浸水対策北貯留管整備事業	2,980,000 ^{千円}	令和元年度	700,000 ^{千円}
				令和2年度	900,000
				令和3年度	800,000
				令和4年度	580,000
		公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業	300,000	令和4年度	120,000
				令和5年度	120,000
				令和6年度	60,000
		公共下水道相模川右岸第12排水区浸水対策事業	250,000	令和4年度	80,000
				令和5年度	100,000
				令和6年度	70,000

補正後

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道厚木排水区浸水対策北貯留管整備事業	2,830,000	令和元年度	700,000
				令和2年度	900,000
				令和3年度	800,000
				令和4年度	430,000
		公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業	300,000	令和4年度	100,000
				令和5年度	120,000
				令和6年度	80,000
		公共下水道相模川右岸第12排水区浸水対策事業	250,000	令和4年度	50,000
				令和5年度	100,000
				令和6年度	100,000

(企業債の補正)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	1,106,200 ^{千円}	893,400 ^{千円}
計	1,250,300	1,037,500

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和4年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第2号）に関する説明書

令和4年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,453,721	△ 33,802	6,419,919	
	1 営業収益		3,750,230	20,267	3,770,497	
		2 雨水処理負担金	560,556	20,267	580,823	一般会計負担金
	2 営業外収益		2,703,491	△ 54,069	2,649,422	
		2 他会計負担金	53,915	△ 11,822	42,093	一般会計負担金
		4 国庫補助金	34,000	△ 13,160	20,840	
		7 長期前受金戻入	2,615,173	△ 29,087	2,586,086	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,277,081	△ 45,543	6,231,538	
	1 営業費用		5,941,435	△ 70,731	5,870,704	
		1 管渠費	322,212	△ 27,500	294,712	
		6 水質規制費	39,241	△ 23,645	15,596	
		7 業務費	156,700	1,157	157,857	
		8 総係費	149,025	△ 8,240	140,785	
		10 減価償却費	3,831,036	△ 14,740	3,816,296	
		11 資産減耗費	604	2,237	2,841	
		2 営業外費用		334,621	25,188	359,809
	2 消費税及び地方消費税	54,723	25,193	79,916		
	3 雑支出	31	△ 5	26		

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			2,117,382	△ 221,935	1,895,447	
	1 企業債		1,250,300	△ 212,800	1,037,500	
		1 企業債	1,250,300	△ 212,800	1,037,500	
	2 国庫補助金		503,500	△ 21,695	481,805	
		1 国庫補助金	503,500	△ 21,695	481,805	
	5 分担金及び負担金		3,960	21,005	24,965	
		1 受益者負担金	1,350	6,627	7,977	
		2 受益者分担金	1,610	14,194	15,804	
		3 工事負担金	1,000	184	1,184	
	6 他会計負担金		359,622	△ 8,445	351,177	
		1 他会計負担金	359,622	△ 8,445	351,177	一般会計負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			3,390,632	△ 239,500	3,151,132	
	1 建設改良費		1,683,888	△ 213,500	1,470,388	
		1 管渠建設費	1,530,418	△ 217,000	1,313,418	
		4 ポンプ場改良費	12,000	3,500	15,500	
	2 固定資産購入費		129,726	△ 26,000	103,726	
2 無形固定資産購入費		127,510	△ 26,000	101,510		

令和4年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	113,910,000
	減価償却費	3,816,296,000
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,061,000
	賞与引当金の増減額(△は減少)	1,268,887
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	280,371
	固定資産除却費	2,841,000
	長期前受金戻入額	△ 2,586,086,000
	資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 108,172,000
	受取利息	△ 10,000
	支払利息	279,867,000
	未収金の増減額(△は増加)	44,716,286
	未払金の増減額(△は減少)	△ 194,556,510
	その他流動資産の増減額(△は増加)	361,426,000
	小計	1,732,842,034
	利息の受取額	10,000
	利息の支払額	△ 279,818,832
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,453,033,202
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,765,039,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 92,282,000
	国庫補助金による収入	1,031,805,000
	負担金による収入	24,857,000
	一般会計からの繰入金による収入	351,177,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,449,482,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,647,500,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,577,018,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	70,482,000
	資金増減額(△は減少額)	74,033,202
	資金期首残高	724,117,432
	資金期末残高	798,150,634

継 続 費 に 関 す る

款	項		全 体 計					
			年 度	補 正 区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
						国 県 補 助 金	企 業 債	そ の 他
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 区 厚 木 排 水 貯 留 事 業	令 和 元 年 度		700,000	325,000	375,000	
			令 和 2 年 度		900,000	450,000	450,000	
			令 和 3 年 度		800,000	400,000	400,000	
			令 和 4 年 度	補 正 前	580,000	175,000	405,000	
				補 正 額	△ 150,000	△ 25,245	△ 124,800	
				補 正 後	430,000	149,755	280,200	
			計	補 正 前	2,980,000	1,350,000	1,630,000	
				補 正 額	△ 150,000	△ 25,245	△ 124,800	
				補 正 後	2,830,000	1,324,755	1,505,200	
		公 共 下 水 道 中 津 川 右 岸 第 2 排 水 区 浸 水 対 策 事 業	令 和 4 年 度	補 正 前	120,000	50,000	70,000	
				補 正 額	△ 20,000		△ 20,000	
				補 正 後	100,000	50,000	50,000	
			令 和 5 年 度	補 正 前	120,000	60,000	60,000	
				補 正 額		△ 10,000	10,000	
				補 正 後	120,000	50,000	70,000	
	令 和 6 年 度		補 正 前	60,000	20,000	40,000		
			補 正 額	20,000	10,000	10,000		
			補 正 後	80,000	30,000	50,000		
	計	補 正 前	300,000	130,000	170,000			
		補 正 額	0	0	0			
		補 正 後	300,000	130,000	170,000			
公 共 下 水 道 相 模 川 右 岸 第 12 排 水 区 浸 水 対 策 事 業	令 和 4 年 度	補 正 前	80,000	25,000	55,000			
		補 正 額	△ 30,000		△ 30,000			
		補 正 後	50,000	25,000	25,000			
	令 和 5 年 度	補 正 前	100,000	35,000	65,000			
		補 正 額		10,000	△ 10,000			
		補 正 後	100,000	45,000	55,000			
	令 和 6 年 度	補 正 前	70,000	25,000	45,000			
		補 正 額	30,000	△ 10,000	40,000			
		補 正 後	100,000	15,000	85,000			
計	補 正 前	250,000	85,000	165,000				
	補 正 額	0	0	0				
	補 正 後	250,000	85,000	165,000				

調 書 (補 正)

(単位：千円・%)

画	令和2年度末 までの支払 義務発生額	令和3年度末 までの支払 義務発生額	令和4年度 支払義務 発生予定額	令和4年度末 までの 支払義務 発生予定額	令和5年度 以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
損益勘定 留保資金	100,000	100,000		100,000		3.5
	600,000	600,000		600,000		21.2
		900,000		900,000		31.8
			1,380,000	1,380,000		43.5
45			△ 150,000	△ 150,000		
45			1,230,000	1,230,000		100.0
	700,000	1,600,000	1,380,000	2,980,000		
45			△ 150,000	△ 150,000		
45	700,000	1,600,000	1,230,000	2,830,000		33.3
			120,000	120,000		
			△ 20,000	△ 20,000		
			100,000	100,000		40.0
					120,000	
					120,000	
					60,000	26.7
					20,000	
					80,000	
			120,000	120,000	180,000	100.0
			△ 20,000	△ 20,000	20,000	
			100,000	100,000	200,000	
			80,000	80,000		20.0
			△ 30,000	△ 30,000		
			50,000	50,000		
					100,000	40.0
					100,000	
					70,000	40.0
					30,000	
					100,000	
			80,000	80,000	170,000	100.0
			△ 30,000	△ 30,000	30,000	
			50,000	50,000	200,000	

(財源更正)

款	項		全 体 計					
			年 度	補 正 区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
						国 県 補 助 金	企 業 債	そ の 他
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 恩 曾 川 左 岸 第 6 排 水 区 浸 水 対 策 事 業	令 和 3 年 度		220,000	100,000	120,000	
			令 和 4 年 度		440,000	220,000	220,000	
			令 和 5 年 度	補 正 前	290,000	120,000	170,000	
				補 正 額		△ 60,000	60,000	
				補 正 後	290,000	60,000	230,000	
			計	補 正 前	950,000	440,000	510,000	
				補 正 額		△ 60,000	60,000	
補 正 後	950,000	380,000		570,000				

(単位：千円・%)

画	令和2年度末 までの支払 義務発生額	令和3年度末 までの支払 義務発生額	令和4年度 支払義務 発生予定額	令和4年度末 までの 支払義務 発生予定額	令和5年度 以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
損益勘定 留保資金						0.0
			660,000	660,000		69.5
					290,000	30.5
					290,000	
			660,000	660,000	290,000	100.0
			660,000	660,000	290,000	

令和4年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ	土地		811,276,808	
ロ	建物	600,410,512		
	減価償却累計額	△ 97,522,872	502,887,640	
ハ	構築物	86,851,312,194		
	減価償却累計額	△ 10,452,762,893	76,398,549,301	
ニ	機械及び装置	585,706,031		
	減価償却累計額	△ 131,910,014	453,796,017	
ホ	車両及び運搬具		155,500	
ヘ	工具、器具及び備品	16,137,596		
	減価償却累計額	△ 6,761,152	9,376,444	
ト	建設仮勘定		903,098,959	
	有形固定資産合計			79,079,140,669

(2) 無形固定資産

イ	ソフトウェア		3,473,924	
ロ	施設利用権		3,228,272,095	
	無形固定資産合計			3,231,746,019

(3) 投資その他の資産

イ	出資金		7,830,000	
ロ	破産更生債権等	190,672		
	破産更生債権等 貸倒引当金	△ 190,672	0	
	投資その他の資産合計			7,830,000

固定資産合計 82,318,716,688

2 流動資産

(1) 現金及び預金 798,150,634

(2) 未収金 578,297,000

未収金貸倒引当金 △ 18,481,688 559,815,312

流動資産合計 1,357,965,946

資産合計 83,676,682,634

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	17,578,001,071		
企業債合計		<u>17,578,001,071</u>	
固定負債合計			17,578,001,071
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	1,467,472,000		
企業債合計		1,467,472,000	
(2) 未払金		396,152,000	
(3) 預り金		750,000	
(4) 未払費用		4,806,000	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	14,302,000		
ロ 法定福利費引当金	2,758,000		
引当金合計		<u>17,060,000</u>	
流動負債合計			1,886,240,000
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	57,748,456,754		
収益化累計額	<u>△ 7,740,115,680</u>	50,008,341,074	
(2) 建設仮勘定長期前受金		<u>400,462,278</u>	
繰延収益合計			<u>50,408,803,352</u>
負債合計			69,873,044,423
	資 本 の 部		
6 資本金			12,635,343,193
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	425,861,738		
ロ 国庫補助金	96,600,000		
資本剰余金合計		522,461,738	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	645,833,280		
利益剰余金合計		<u>645,833,280</u>	
剰余金合計			<u>1,168,295,018</u>
資本合計			<u>13,803,638,211</u>
負債資本合計			<u><u>83,676,682,634</u></u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 15～20年

工具、器具及び備品 5～10年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

施設利用権 35年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に771,312,000円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,163,181,874円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,001,880円
1年超	1,669,800円
計	2,671,680円

6 その他の事項に関する注記

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、6月期の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金12,167,061円及び法定福利費引当金2,297,357円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金3,609,000円を取り崩す予定である。

令和4年度厚木市公共下水道事業会計

収益の収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,453,721	△ 33,802	6,419,919
1 営業収益	3,750,230	20,267	3,770,497
2 雨水処理負担金	560,556	20,267	580,823
2 営業外収益	2,703,491	△ 54,069	2,649,422
2 他会計負担金	53,915	△ 11,822	42,093
4 国庫補助金	34,000	△ 13,160	20,840
7 長期前受金戻入	2,615,173	△ 29,087	2,586,086

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,277,081	△ 45,543	6,231,538
1 営業費用	5,941,435	△ 70,731	5,870,704
1 管渠費	322,212	△ 27,500	294,712
6 水質規制費	39,241	△ 23,645	15,596
7 業務費	156,700	1,157	157,857
8 総係費	149,025	△ 8,240	140,785
10 減価償却費	3,831,036	△ 14,740	3,816,296
11 資産減耗費	604	2,237	2,841
2 営業外費用	334,621	25,188	359,809
2 消費税及び地方消費税	54,723	25,193	79,916
3 雑支出	31	△ 5	26

補正予算（第2号）予算明細書

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雨水処理負担金	20,267	
1 一般会計負担金	△ 11,822	
1 国庫補助金	△ 13,160	社会資本整備総合交付金減 △ 13,160
5 他会計負担金長期前受金戻入	△ 19,342	
8 受贈財産評価額長期前受金戻入	△ 9,745	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 工事請負費	△ 27,500	
21 委託料	△ 23,645	
21 委託料	1,157	
21 委託料	△ 8,240	
1 有形固定資産減価償却費	△ 14,740	
1 有形固定資産除却費	2,237	
1 消費税及び地方消費税	25,193	
3 その他雑支出	△ 5	

資本的収入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	2, 117, 382	△ 221, 935	1, 895, 447
1 企業債	1, 250, 300	△ 212, 800	1, 037, 500
1 企業債	1, 250, 300	△ 212, 800	1, 037, 500
2 国庫補助金	503, 500	△ 21, 695	481, 805
1 国庫補助金	503, 500	△ 21, 695	481, 805
5 分担金及び負担金	3, 960	21, 005	24, 965
1 受益者負担金	1, 350	6, 627	7, 977
2 受益者分担金	1, 610	14, 194	15, 804
3 工事負担金	1, 000	184	1, 184
6 他会計負担金	359, 622	△ 8, 445	351, 177
1 他会計負担金	359, 622	△ 8, 445	351, 177

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	3, 390, 632	△ 239, 500	3, 151, 132
1 建設改良費	1, 683, 888	△ 213, 500	1, 470, 388
1 管渠建設費	1, 530, 418	△ 217, 000	1, 313, 418
4 ポンプ場改良費	12, 000	3, 500	15, 500
2 固定資産購入費	129, 726	△ 26, 000	103, 726
2 無形固定資産購入費	127, 510	△ 26, 000	101, 510

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 企業債（建設改良）	△ 212,800	公共下水道事業債減 △ 212,800
1 国庫補助金	△ 21,695	社会資本整備総合交付金増 3,550 浸水対策下水道事業補助金減 △ 25,245
1 受益者負担金	6,627	
1 受益者分担金	14,194	
2 ポンプ場工事負担金	184	
1 一般会計負担金	△ 8,445	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
21 委託料	△ 10,000	
23 工事請負費	△ 207,000	公共下水道厚木排水区浸水対策北貯留管整備 事業費（継続費）減 △ 150,000 公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策 事業費（継続費）減 △ 20,000 公共下水道相模川右岸第12排水区浸水対策 事業費減 △ 35,000 公共下水道整備事業費減 △ 2,000
21 委託料	3,500	公共下水道長寿命化改築事業費増 3,500
4 施設利用権	△ 26,000	相模川流域下水道建設事業費負担金減 △ 26,000

議案第21号

厚木市職員定数条例の一部を改正する条例について

厚木市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

消防通信指令体制の強化等に向けて、消防職員の定数を増員するため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員定数条例の一部を改正する条例

厚木市職員定数条例（昭和30年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表消防職員の項中「253人」を「266人」に改め、同表合計の項中「1,654人」を「1,667人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第22号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるとともに、出産育児一時金の支給額を引き上げるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第13条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第19条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第21条第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
 - (1) 第21条第2項の改正規定 公布の日
 - (2) 第13条第1項及び第19条第1項第1号の改正規定 令和6年1月1日
- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第19条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第23号

厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

助成対象の子どもの年齢要件を拡大するため、本条例の一部を改正する。

厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

厚木市子どもの医療費助成に関する条例（平成7年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条中「市内に住所を有する子どもを養育している者であって、その養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 子どもを養育している者であって、その養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの
- (2) 自ら生計を維持している子どもであって、その疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われるもの
- (3) その他市長が認める者であって、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われるもの

第4条第1項中「（助成継続者にあつては、入院に係るものに限る。）」を削る。

第5条第1項中「子ども（助成継続者を除く。次項及び次条において同じ。）の医療費の助成にあつては」及び「、助成継続者の医療費の助成にあつては対象者に支払うことにより」を削り、同条第2項中「子どもの医療費の助成の場合において」を「規定にかかわらず」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市子どもの医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

議案第25号

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

厚木市建築関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例の認定の申請に対する審査手数料を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

厚木市建築関係手数料条例（令和3年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項第3号中「別表第4」を「別表第3及び別表第4」に改め、同表中50の項を51の項とし、20の項から49の項までを1ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

20	建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円
----	---------------------------	----------

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

番号	事務	金額
1	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>(1) 当該申請（あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査」という。）を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>イ 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下同じ。）の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万5,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万1,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

- a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万6,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万7,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 8万円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 13万円
- f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 16万円
- g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 20万円

(2) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合

ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下このアにおいて同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円

イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。以下このイにおいて同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 3万4,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 3万8,000円

ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下この(ア)において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 3万3,000円

- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 5万7,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 16万円
- (イ) 住宅部分 ((ア)に該当するものを除く。以下この(イ)において同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 6万9,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 12万円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 20万円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 28万円
- (ウ) 非住宅部分 (省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下「モデル建物法(誘導基準)」という。)により計算を行ったものに限る。以下この(ウ)において同じ。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 11万円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円
- (エ) 非住宅部分 ((ウ)に該当するものを除く。以下この(エ)において同じ。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 29万円

		<p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円</p> <p>(3) 当該申請に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額</p>
2	低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	<p>(1) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 2,350円</p> <p>イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 2万2,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 4万500円</p> <p>(イ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 8,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万3,500円</p>

- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 6万5,000円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 8万円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 10万円
- (ウ) 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前の項第1号イの規定により算定した金額(この場合において、同号イ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)
- (2) 当該申請(あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。)に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
- ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下このアにおいて同じ。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 8,500円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 9,500円
- イ 一戸建ての住宅(アに該当するものを除く。以下このイにおいて同じ。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円
- ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
- (ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下この(ア)において同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 1万6,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万8,500円

- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 5万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万円
- (イ) 既に計画の認定を受けた住宅部分 ((ア)に該当するものを除く。以下この(イ)において同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 3万4,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 6万円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 14万円
- (ウ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (モデル建物法(誘導基準)により計算を行ったものに限る。以下この(ウ)において同じ。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 4万3,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 5万5,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 7万5,000円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 12万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万5,000円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万5,000円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円
- (エ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 ((ウ)に該当するものを除く。以下この(エ)において同じ。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 11万5,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 14万5,000円

		<p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 18万5,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 26万5,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 32万5,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 38万5,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万5,000円</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前の項第2号ウの規定により算定した金額（この場合において、同号ウ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。）</p> <p>(3) 当該申請（前の項第3号に規定する申請に係るものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額</p>
--	--	---

別表第4（第2条関係）

番号	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(1) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下「モデル建物法」という。）により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 11万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円</p>

- イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 1万9,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 2万6,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 3万8,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 9万5,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 14万円
 - (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万円
 - (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円
- (2) モデル建物法以外の方法により計算を行ったもの
 - ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 29万円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円
 - (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円
 - (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円
 - イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 2万3,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 3万1,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 4万3,000円

		<p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 19万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 23万円</p>
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(1) モデル建物法により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 4万3,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 5万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 7万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 12万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円</p> <p>イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万9,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万7,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万円</p>

- (2) モデル建物法以外の方法により計算を行ったもの
- ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 11万5,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 14万5,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 18万5,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 26万5,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 32万5,000円
 - (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 38万5,000円
 - (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万5,000円
- イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 1万1,500円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万5,500円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万1,500円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 5万円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万5,000円
 - (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万5,000円
 - (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万5,000円

3	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることを証明する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>(1) モデル建物法により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 4万3,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 5万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 7万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 12万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円</p> <p>イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万9,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万7,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万円</p> <p>(2) モデル建物法以外の方法により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 11万5,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 14万5,000円</p>
---	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 18万5,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 26万5,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 32万5,000円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 38万5,000円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万5,000円 <p>イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 1万1,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万5,500円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万1,500円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 5万円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万5,000円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万5,000円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万5,000円
4	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>(1) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価（省令第10条第2号に定める基準に適合する場合に限る。以下この項及び次の項において同じ。）を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円 イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 住宅部分（共同住宅等の共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万5,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万1,000円
- (イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万6,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万7,000円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 8万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 13万円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 16万円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 20万円
- ウ 2以上の建築物（当該申請に係る建築物に自他供給型熱源機器等を設置するものに限る。以下同じ。）の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
 - (ア) 申請に係る建築物 ア及びイの規定により算定した金額
 - (イ) 他の建築物 ア及びイ又は次号アからウまでの規定により算定した金額
- (2) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
 - ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下このアにおいて同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円

イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。以下このイにおいて同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 3万4,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 3万8,000円

ウ 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下この(ア)において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 3万3,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 5万7,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 16万円

(イ) 住宅部分（(ア)に該当するものを除く。以下この(イ)において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 6万9,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 12万円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 20万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 28万円

(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（誘導基準）により計算を行ったものに限る。以下この(ウ)において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 11万円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円
- (エ) 非住宅部分（ウ）に該当するものを除く。以下この（エ）において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 29万円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円
- エ 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
- (ア) 申請に係る建築物 アからウまでの規定により算定した金額
 - (イ) 他の建築物 アからウまで又は前号ア及びイの規定により算定した金額

		(3) 当該申請に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額
5	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査	<p>(1) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 2,350円</p> <p>イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 2万2,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 4万500円</p> <p>(イ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 8,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万3,500円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 6万5,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 8万円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 10万円</p>

- (ウ) 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前の項第1号イの規定により算定した金額（この場合において、同号イ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。）
- ウ 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
 - (ア) 申請に係る建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 ア及びイの規定により算定した金額
 - (イ) 他の建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 ア及びイ又は次号アからウまでの規定により算定した金額
 - (ウ) 新たに追加する建築物 前の項第1号から第3号までの規定により算定した金額
- (2) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
 - ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下このアにおいて同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 8,500円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 9,500円
 - イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。以下このイにおいて同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円
 - ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
 - (ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。以下この(ア)において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満 1万6,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万8,500円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 5万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万円
- (イ) 既に計画の認定を受けた住宅部分（ア）に該当するものを除く。以下この（イ）において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 3万4,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 6万円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 14万円
- (ウ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法（誘導基準）により計算を行ったものに限る。以下この（ウ）において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満 4万3,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 5万5,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 7万5,000円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 12万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万5,000円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万5,000円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円
- (エ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分（ウ）に該当するものを除く。以下この（エ）において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満 11万5,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 14万5,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 18万5,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 26万5,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 32万5,000円
- f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 38万5,000円
- g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万5,000円
- (オ) 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前の項第2号ウの規定により算定した額（この場合において、同号ウ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。）
- エ 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
 - (ア) 申請に係る建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 アからウまでの規定により算定した金額
 - (イ) 他の建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 アからウまで又は前号ア及びイの規定により算定した金額
 - (ウ) 新たに建築物を追加する場合 前の項第1号から第3号までの規定により算定した金額
- (3) 当該申請（前の項第3号に規定する申請に係るものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額

6	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	<p>(1) あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅性能評価(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下「性能基準」という。)に適合する場合に限る。以下同じ。)を受けたものである場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万5,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万1,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万6,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万7,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 8万円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 13万円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 16万円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 20万円</p> <p>(2) あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅性能評価を受けたものでない場合</p>
---	------------------------------------	--

ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる計算方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 性能基準により計算を行ったもの

a 床面積の合計が200平方メートル未満 3万4,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上 3万8,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準により計算を行ったもの

a 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円

(ウ) 省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下「仕様基準」という。)により計算を行ったもの

a 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円

イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

(ア) 住宅部分(性能基準により計算を行ったものに限る。以下この(ア)において同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 6万9,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 12万円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 20万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 28万円

(イ) 住宅部分(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準により計算を行ったものに限る。以下この(イ)において同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満 3万3,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 5万7,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 16万円
- (ウ) 非住宅部分（モデル建物法により計算を行ったものに限る。以下この(ウ)において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 11万円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円
- (エ) 非住宅部分（モデル建物法以外の方法により計算を行ったものに限る。以下この(エ)において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 29万円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円
 - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円
 - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中50の項を51の項とし、20の項から49の項までを1ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。